

鎌倉市名越中継施設整備業務委託

要求水準書

令和6年7月

鎌 倉 市

目 次

第1章 総則.....	1
第1節 計画概要.....	1
第2節 計画主要目.....	4
第3節 施設機能の確保.....	9
第4節 部材料及び機器.....	10
第5節 試運転及び指導期間.....	12
第6節 性能保証.....	13
第7節 契約不適合責任.....	15
第8節 工事範囲.....	17
第9節 提出図書.....	18
第10節 検査及び試験.....	22
第11節 正式引渡し.....	23
第12節 その他.....	24
第2章 機械設備工事仕様.....	28
第1節 各設備共通仕様.....	28
第2節 受入・供給設備.....	31
第3節 積替・搬出設備.....	34
第4節 破碎設備.....	36
第5節 集じん・脱臭設備.....	38
第6節 給水設備.....	40
第7節 排水処理設備.....	41
第8節 電気設備.....	42
第9節 計装設備.....	47
第10節 雑設備.....	49
第3章 土木建築工事仕様.....	51
第1節 計画基本事項.....	51
第2節 建築工事.....	53
第3節 建築設備工事.....	58
第4節 土木工事及び外構工事.....	60
第5節 焼却施設解体撤去・残置物等撤去工事.....	63
第6節 土壌汚染対策工事（汚染が確認された場合）.....	77

添付資料

- 1 鎌倉市名越中継施設整備基本計画
- 2 動線計画（修正案）
- 3 取合点位置図（電気、上下水、ガス）
- 4 鎌倉市名越中継施設整備発注支援等業務委託（測量調査業務）報告書
- 5 鎌倉市名越中継施設整備発注支援等業務委託（地質調査業務）報告書
- 6 鎌倉市名越中継施設整備発注支援等業務委託（アスベスト調査業務）報告書
- 7 鎌倉市名越中継施設整備発注支援等業務委託（ダイオキシン類及び重金属等調査業務）報告書
- 8 レッドゾーン位置図
- 9 搬出設備及び搬出車両算出参考資料
- 10 名越クリーンセンター精密機能検査報告書（残置物等撤去工事参考資料）
- 11 名越クリーンセンター焼却施設閉鎖業務委託仕様書
- 12 名越クリーンセンター土地利用履歴調査報告書

第1章 総則

第1節 計画概要

本要求水準書は、鎌倉市（以下「発注者」という。）が発注する名越中継施設整備業務委託（以下「本事業」という。）に適用する。なお、本事業は性能発注方式（設計・施工一括発注方式）により実施するものである。

1 一般概要

鎌倉市では、燃やすごみを名越クリーンセンターにて焼却処理を行っているが、老朽化に伴い、令和6年度中をもって稼働を停止する予定である。名越クリーンセンター稼働停止後は、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（令和2年(2020年)8月策定）に基づき、逗子市既存焼却施設を中心に焼却処理を行う予定である。

このため、収集及び輸送効率を考慮し、市内から発生するごみの中継施設（以下「本施設」という。）の整備を行うものである。また、将来的には逗子市及び葉山町のごみも受入対象とする。

本施設の整備に当たっては、整備計画地の立地条件、周辺環境との調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮するとともに、合理的かつ経済的で、維持管理が容易な施設とし、運転員の労働環境を考慮したものとする。

2 事業名称

鎌倉市名越中継施設整備業務委託

3 施設規模

中継設備：120 t /日（コンパクト・コンテナ方式）

破碎設備：4 t /日（往復剪断式）

4 整備計画地

神奈川県鎌倉市大町五丁目11番16号

5 敷地面積

11,856.12m²（うち工事面積約4,800 m²）

6 全体計画

- (1) 本施設全体が周辺環境に調和する清潔なイメージかつ、外観の色調等に十分配慮し周辺の美観を損なわない施設とすること。
- (2) 立地条件や建築面積、作業環境、施設運営等を考慮し、合理的かつ経済的で安全・安心な施設とすること。

- (3) 各機器は基本的に建屋内に収納し、配置に際しては、機能発揮及び整備・補修等が容易となるように維持管理を考慮した計画とすること。
- (4) 環境保全対策として、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、臭気対策を十分に行うこと。特に本施設は周辺に住宅地があることから、周辺環境の保全のため、臭気対策を徹底すること。
- (5) 本施設に搬出入車両が集中した場合でも、周辺道路の通行に支障のないよう動線計画を立案するとともに、混雑時の車両待避場所を確保すること。
- (6) トラブル発生時や通常災害時においても、安定的かつ適切に処理を継続できる施設計画を立案すること。
- (7) 本施設の整備に当たっては、整備計画地の既存地下工作物の撤去後に行うこととする。既存地下工作物の存置に当たっては、第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（令和 3 年 9 月 30 日環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）及び既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン（2020 年 2 月一般社団法人日本建設業連合会）を踏まえ計画すること。ただし、地下工作物の存置の可否は、神奈川県との協議結果に従うこととする。
- (8) 本事業に伴う第三者の被害を未然に防止するとともに、被害があった場合にはその因果関係の認定資料とするため、工事着手前に整備計画地周辺の既存建屋等建築物の家屋調査を実施すること。調査範囲は、工事規模、工法（基礎、解体等）及び付近の地盤等を勘案して定め、発注者の承諾を得ること。
- (9) 将来のごみ処理方針及び津波来襲時の避難空地の指定等を踏まえ、柔軟な施設利用に配慮した施設計画とすること。
- (10) 工事は、原則として土曜日、日曜日及び年末年始は行わない。国民の祝日・休日には、振動・騒音の少ない工事に限り行うこととする。
作業時間は、原則午前 8 時から午後 5 時 30 分までとする。なお、やむを得ず夜間・休日等に作業を行う場合は、事前に発注者と協議し、承認を得るものとする。

7 立地条件

(1) 都市計画条件等

- ア 用途区域：第一種住居地域
- イ 防火・準防火地域：準防火地域
- ウ 景観地区：鎌倉景観地区（沿道住宅地）
- エ 都市施設：鎌倉都市計画ごみ焼却場（第 1 号名越ごみ焼却場）
ただし、後日都市計画変更（ごみ焼却場の廃止）及び決定（ごみ処理場）予定
- オ 景観計画：公共公益施設地
- カ 道路斜線：適用距離：20m 勾配：1.25
- キ 隣地斜線：立上がり：20m 勾配：1.25
- ク 日影規制：高さ 10m 超 測定水平面 4 m 5 m ライン：5 時間 10m ライン：3 時間
- ケ 前面道路：北側県道 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号

- コ 宅地造成工事規制区域：区域内
- サ 土砂災害特別警戒区域：一部区域内
- シ 周知の埋蔵文化財包蔵地：No.229 長善寺遺跡
- ス 高度地区：指定なし
- セ 建ぺい率：60%
- ソ 容積率：200%
- タ 地質条件：添付資料「5 鎌倉市名越中継施設整備発注支援等業務委託（地質調査業務）報告書」参照
- チ その他：土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法施行令第3条の規定）
ただし、当該区域については別途対策工を実施の上、解除予定（令和7年度中を予定）

(2) 搬出入道路

添付資料「2 動線計画（修正案）」を参照のこと

(3) ユーティリティ条件

- ア 電気：新設柱を設置の上引込み（詳細位置は協議の上決定）
- イ 上水：上水道から引込み
- ウ 排水先：公共下水道へ放流
- エ 電話：通信事業者回線を引込み
- オ 雨水：既設雨水管へ接続
- カ ガス：都市ガスへ接続
- キ 警備：施設竣工後、発注者にて別途契約を行うため、空配管のみ整備

8 業務期間(予定)

業務委託契約締結日（令和7年(2025年)1月）から令和10年(2028年)9月末日まで

第2節 計画主要目

1 処理能力

(1) 公称能力

指定したごみ質の範囲内で次の処理能力を有すること。

ア 燃やすごみ：120 t/日（年間計画ごみ搬入量：29,766 t）

イ 破碎ごみ：4 t/日

(2) 計画ごみ質

ア ごみの種類

(ア) 家庭系燃やすごみ

(イ) 事業系燃やすごみ

(ウ) 火災ごみ

(エ) 海岸漂着ごみ

イ ごみの計画単位容積重量

(ア) 燃やすごみ：0.19 t/m³

(イ) 破碎ごみ：0.07 t/m³

2 搬出入及び運転（予定）

(1) ごみ搬出入体制

ア 搬出入日

週6日（月～土曜日、祝日も稼働）

なお、12月31日から1月3日までの搬出入は行わない。

イ 搬出入時間

午前7時～午後4時（週明けの月曜日等、搬入量が多い場合は延長の可能性あり）

ただし、通学時間（午前7時30分～午前8時30分）の搬入は行わない。

(2) 施設稼働時間

ア 稼働日

週6日（月～土曜日、祝日も稼働）

イ 施設稼働時間

午前7時～午後5時15分

ウ 搬出先受入時間

午前8時30分～午後4時

(3) 搬出入車両

ア 搬入車両

2 t、3.5 t、4 t 塵芥車、軽ダンプトラック、深ダンプトラック、
10 t 着脱装置付きコンテナ専用車

【参考：既存車両規格】

車両+コンテナ（全長740cm、高さ280cm、幅249cm）

コンテナのみ（全長(外寸)510cm、高さ205cm、幅246cm）

イ 搬出車両

10 t 着脱装置付きコンテナ専用車

3 公害防止基準

(1) 騒音基準

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号）に基づき、敷地境界線上においては次のとおりとすること。

昼間 午前 8 時～午後 6 時	朝・夕 午前 6 時～午前 8 時、 午後 6 時～午後 11 時	夜間 午後 11 時～翌日の午前 6 時
55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下

(2) 振動基準

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、敷地境界線上においては次のとおりとすること。

昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌日の午前 8 時
65 デシベル以下	55 デシベル以下

(3) 特定建設作業に係る基準

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）及び振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）に基づき、敷地境界線上において次のとおりとすること。

騒音・振動の大きさ	騒音：85 デシベル以下、振動：75 デシベル以下
〔備考〕 周辺の住民の日常生活に著しい影響を及ぼさないこと。	

(4) 悪臭基準

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、敷地境界線上においては次のとおりとすること。

臭気指数	10 以下
------	-------

(5) 排水基準

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）及び鎌倉市下水道条例（昭和 46 年 6 月 17 日条例第 2 号）に基づく事業所等の下水排除基準を遵守すること。

分析項目	単位	基準値	分析項目	単位	基準値
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	ベンゼン	mg/L	0.1以下
シアン化合物	mg/L	1以下	セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下
有機燐化合物	mg/L	0.2以下	ほう素及びその化合物	mg/L	10以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	ふっ素及びその化合物	mg/L	8以下
六価クロム化合物	mg/L	0.2以下	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下
砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	フェノール類含有量	mg/L	0.5以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	mg/L	0.005以下	銅及びその化合物	mg/L	1以下
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	亜鉛及びその化合物	mg/L	1以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	鉄及びその化合物（溶解性）	mg/L	3以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	マンガン及びその化合物（溶解性）	mg/L	1以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	クロム及びその化合物	mg/L	2以下
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下
四塩化炭素	mg/L	0.02以下	アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/L	380未満
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	水素イオン濃度	mg/L	5を超え9未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	生物化学的酸素要求量	mg/L	600未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	浮遊物質質量	mg/L	600未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	mg/L	5以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	mg/L	5以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	温度	度	45未満
チラウム	mg/L	0.06以下	ニッケル及びその化合物	mg/L	1以下
シマジン	mg/L	0.03以下	よう素消費量	mg/L	220未満
チオベルカルブ	mg/L	0.2以下			

4 環境保全

公害関係法令及びその他の法令に適合し、これらを遵守し得る構造・設備とすること。特に前項に明示した公害防止基準値を満足した設計とすること。

(1) 粉じん対策

粉じんが発生する箇所や機械設備には、十分な能力を有する集じん装置や散水設備等を設け、必要に応じ、次の粉じん対策を講じること。

ア 粉じん発生箇所は、建屋内に設置すること。

イ 施設内負圧化による外部への飛散を防止すること。

ウ 防じんカバー等により、粉じんが発生・飛散しにくい構造を採用すること。

(2) 騒音対策

機械設備は、騒音の少ない機種を選定することとし、必要に応じ、次の騒音対策を講じること。

ア 騒音を伴う機器は建屋内へ収容すること。

イ 排風口における消音対策を講じること。

ウ 排気管内に吸音材を施工する等の防音構造に配慮すること。

- エ 必要箇所に遮音壁を設置すること。
- オ 可能な限り敷地境界までの距離をとり、距離減衰により騒音を低減すること。
- カ 搬出入車両の場内徐行の徹底、空吹かしの禁止、アイドリングストップを励行すること。
- キ 場内でコンテナの積み降ろし作業をする際の騒音が基準値以下になるよう、防音壁やコンテナ吊り上げ用の動力に外部油圧装置を用いる等の防音対策を講じること。

(3) 振動対策

振動が発生する機械設備は、振動の伝播を防止するため独立基礎や防振装置等を設けることとし、必要に応じ、次の対策を講じること。

- ア 低振動型の機器を選定すること。
- イ 地耐力に基づいた機械基礎とすること。

(4) 臭気対策

臭気が発生する箇所には、脱臭装置や薬液噴霧装置を設置することとし、次の対策を講じること。

- ア 発生源箇所を建屋内に収容すること。
- イ 施設内負圧化や高速シャッター設置等により外部漏えいを遮断すること。
- ウ 発生源箇所に消臭剤を散布すること。
- エ 活性炭脱臭設備等の臭気の除去を行う排気システムを採用すること。

(5) 排水対策

プラント系排水（ごみ汚水、洗車排水、床洗浄廃水、散水排水等）は下水排除基準値以下に処理後、生活系排水（施設内の水洗式便所、洗面所等からの排水）は直接公共下水道（汚水）に放流すること。また、雨水は、可能な限り敷地内への浸透を基本とし、その他公共用水域への放流を抑制する対策を講じること。

(6) 景観対策

景観地区の建築物の形態意匠の制限及び建築物の高さの最高限度を遵守すること。

また、景観計画区域の景観形成基準に基づき、発注者と景観（建築物の形態意匠含む）について協議すること。

5 運転管理

本施設の運転管理は少人数で運転可能なものとし、経費節減と省力化を図るため、安定性、安全性、効率性及び経済性を考慮して各工程は可能な限り機械化、自動化を図ること。また、運転管理は、処理フロー全体の制御監視が可能な中央集中管理方式とすること。

6 安全衛生管理

(1) 作業環境対策

労働安全衛生法（昭和 47 年法律 57 号）、その他関係法令、ごみ処理施設整備の計画・設計要領等の技術基準に示される安全対策に基づき実施すること。汚水や粉じんの多い場所には散水設備、排水設備、うがい及び手洗い場を設けること。特に設備機器の騒音が約 80dB（騒音源より 1 m の位置において）を超えると予想されるものは、機能上及び保守点検上支

障のない範囲において減音対策を講じること。機械騒音が特に著しい送風機やコンプレッサ等は、必要に応じて別室に収容するとともに、当該部屋の吸音工事等を施すこと。

(2) 車両通行対策

搬出入車両、一般車両等が安全かつ円滑に交通が図られるものとし、その動線は可能な範囲で交錯しないよう配慮すること。止むなく交錯する場合には、標識等による安全対策を講じること。

(3) 安全対策

運転管理上の安全確保（保守の容易さ、作業の安全、各種保安装置、必要機器の予備確保等）に留意すること。また、関連法令、規則等に準拠した安全衛生設備を完備するほか、作業環境を良好な状態に保つことに留意し、感染症対策への配慮、換気、騒音防止、必要照度の確保、余裕のあるスペースの確保に配慮すること。

設備・装置の配置、据付け、建設は、労働安全衛生法、その他関係法令、ごみ処理施設整備の計画・設計要領等に示される安全対策の定めるところによるとともに、運転、作業、保守点検に必要な歩廊、階段、手すり、防護柵等を設置すること。

また、労働安全衛生法等による安全標識、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による標識を設置すること。

(4) 火災対策

消防関連法令に準拠し所轄消防署と協議を行うとともに、その指導に従って、消防用設備を設けること。また、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、その他関係法令等に基づき、2 方向避難の確保等の対策を講じること。また、万一の火災に備え、必要な箇所に散水設備を設けること。

第3節 施設機能の確保

1 適用範囲

本要求水準書は、本施設整備の基本的内容を定めるものであり、これに明記されない事項であっても、本施設の目的達成のために必要な設備や工事の性質上当然必要と認められるものについては、受注者の負担で施工すること。

2 疑義

受注者は、本要求水準書等を熟読し、疑義が生じた場合は発注者と協議し、その決定に従うこと。

また、工事施工中に疑義が生じた場合は、その都度書面にて発注者と協議し、その決定に従うとともに、協議結果報告書を提出すること。

3 変更

- (1) 提出済の契約設計図書は、原則として変更は認めないものとする。ただし、発注者の指示、発注者と受注者との協議等により変更する場合はこの限りではない。
- (2) 実施設計に先立ち、契約設計図書を提出すること。なお、見積設計図書に変更がない場合は、見積設計図書を契約設計図書とすることができる。
- (3) 実施設計期間中や契約設計図書、見積設計図書に本要求水準書に適合しない箇所及び本施設の機能を全うすることができない箇所が発見された場合は、受注者の負担において改善・変更を行うこと。
- (4) 実施設計完了後、実施設計図書中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合は、受注者の責任において実施設計図書に対する改善・変更を行うこと。
- (5) 実施設計は、原則として契約設計図書によるものとする。契約設計図書に対し部分的変更が生じた場合は、機能及び運転管理上の内容が同等以上の場合に限り、発注者の指示又は承認を得て変更することができる。なお、この場合は契約金額の増減は行わないものとする。
- (6) その他、本施設の整備に当たって変更の必要が生じた場合は、契約書等によるものとする。

4 性能と規模

本施設に採用する設備、装置及び機器類は、本施設の目的達成のために必要な能力と規模を有し、かつ管理的経費の節減を十分に配慮したものとする。

第4節 部材料及び機器

1 規格

使用する部材料、機器等はそれぞれの用途に適合する欠点のない製品、かつ新品とし、日本産業規格(J I S)、電気学会電気規格調査会標準規格(J E C)、日本電機工業会標準規格(J E M)、日本水道協会規格(J W W A)、空気調和・衛生工学会規格(H A S S)、日本塗料工業会規格(J P M S)等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。なお、発注者が指示した場合は、使用する部材料及び機器の立会い検査を行うものとする。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号、以下「グリーン購入法」という。)第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に沿って環境物品等の採用を考慮すること。

ただし、海外調達部材料、機器等を使用する場合は次の事項を原則とし、協議に応じるものとする。

- (1) 本要求水準書で要求する機能(性能・耐用度を含む)を確実に満足できること。
- (2) 原則として、J I S等の国内の基準や法令に適合する部材料、機器等であること。
- (3) 立会い検査を要する部材料、機器等については、原則として、国内において発注者が承認した検査要領書に基づく検査が実施できること。
- (4) 竣工後の維持管理における部材料、機器等の調達を考慮し、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。
- (5) グリーン購入法適合商品を積極的に使用すること。また、同法の対象となる商品のリストを作成すること。

2 使用材質

特に高温部に使用する部材料は耐熱性に優れたものを使用し、また、酸、アルカリ等腐食性のある条件下で使用する部材料については、それぞれ耐酸、耐アルカリ性を考慮したものをを使用すること。

また、外部に面する部分については塩害対策を考慮した部材を使用すること。

3 メーカー

使用する部材料、機器等は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討の上選定し、極力メーカーの統一に努め互換性を持たせること。原則として、事前にメーカーリストを発注者に提出して承認を受けるものとし、部材料、機器等のメーカー選定に当たっては、アフターサービスについても十分考慮して万全を期すること。

4 環境配慮

省エネルギータイプ及びグリーン購入法に適合した電線、照明器具、電動機等を採用するなど、環境に配慮した部材料、機器等を優先的に使用すること。特に照明類はL E D照明とし、必要に応じて自動調光制御等を採用すること。

5 特許料等

本施設の設計、施工、運転に当たって、第三者から技術料、特許料、著作権料等を請求されることがないものとする。

第5節 試運転及び指導期間

1 試運転

- (1) 工事完了後、工期内に試運転を行うものとする。この期間は、受電後の単体機器調整、空運転、負荷運転、性能試験、性能試験結果確認を含めて20日間とする。
- (2) 工事完了後、受注者は実施要領書を作成し、発注者の承認を得ること。
- (3) 試運転は、受注者が発注者とあらかじめ協議の上作成した実施要領書に基づき、受注者の責任で行うこと。
- (4) 試運転において支障が生じた場合は、発注者が現場の状況を判断し指示する。受注者は試運転期間中の運転記録を作成し、発注者に提出すること。
- (5) この期間に行う調整及び点検は、原則発注者が立ち会うものとし、発見した補修箇所及び物件については、その原因及び補修内容を発注者に報告すること。
- (6) 補修に際しては、受注者はあらかじめ補修実施要領書を作成し、発注者の承認を得ること。

2 運転指導

- (1) 受注者は、本施設に配置される運転員等に対し、施設を円滑に操業するため機器の運転、管理及び取扱い（点検業務含む）について、教育指導計画書に基づき必要な教育と指導（以下「運転指導」という。）を行い、引渡し後に支障が生じないようにすること。
- (2) 教育指導計画書等は、あらかじめ受注者が作成し、発注者の承認を受けること
- (3) 運転指導期間は、試運転期間中の20日間とするが、当該期間以外に運転指導を行う必要が生じた場合又は運転指導を行うことにより効果が上がると判断した場合は、発注者と受注者が協議の上実施すること。
- (4) 受注者は、試運転期間中に引渡性能試験結果の報告を行い、発注者の承認を受けること。

3 試運転及び運転指導に係る費用

施設引渡しまでの試運転及び運転指導に必要な費用の負担は次のとおりとする。

- (1) 発注者の負担
ごみの搬入、各搬出物の運搬・処分費及び本施設に配置される運転員等の人件費
- (2) 受注者の負担
前号以外の用役費等、試運転及び運転指導に必要な全ての経費

第6節 性能保証

性能保証事項の確認は、引渡性能試験に基づいて行うこと。引渡性能試験の実施条件等は次のとおりとする。

1 保証事項

(1) 責任施工

本施設の処理能力及び性能は、全て受注者の責任により発揮させなければならない。また、受注者は実施設計図書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために必要なものは、発注者の指示に従い、受注者の負担で施工すること。

(2) 性能保証事項

ア 処理能力、公害防止基準等

次の項目について、「第1章第2節 計画主要目」に記載した数値等に適合すること。

(ア) 公称能力

(イ) 公害防止基準（騒音、振動、悪臭、排水基準）

イ 緊急作動試験

停電、機器故障等、本施設の運転時に想定される重大事故について、緊急作動試験を行い、本施設の機能の安全を確認すること。

2 引渡性能試験

(1) 試験条件

引渡性能試験とは、完成部分の引渡しを行う前に本要求水準書において求める性能・機能を確認するための試験をいう。引渡性能試験は次の条件で行うこと。

ア 引渡性能試験における施設の運転、機器の調整、試料の採取、計測・分析・記録等は、全て受注者が実施すること。

イ 引渡性能試験における性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とすること。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、発注者の承認を得て他の適切な機関に依頼することができるものとする。

(2) 試験方法

受注者は、引渡性能試験を行うに当たり、あらかじめ発注者と協議の上、試験項目及び試験条件に基づく試験内容及び運転計画を明記した引渡性能試験要領書を作成し、発注者の承認を得ること。

性能保証事項に関する引渡性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法）は、それぞれの項目ごとに関係法令、規格等に準拠して行うこと。ただし、該当する試験方法がない場合は、最も適切な試験方法を発注者に提出し、承認を得て実施すること。

(3) 予備性能試験

引渡性能試験を順調に実施し、その後の完全な運転を行うために、受注者は引渡性能試験の前に予備性能試験を行い、引渡性能試験前に当該成績書を発注者に提出すること。予備性能試験期間は、十分にならし運転を行った後に1日以上実施すること。予備性能試験成績書は、予備性能試験期間中の施設の処理実績及び運転データを収録、整理して作成すること。

ただし、性能が発揮されない場合は、受注者の責任において対策を施し、再度試験を実施すること。

(4) 引渡性能試験

引渡性能試験は、工事期間中に行うこと。本施設の引渡性能試験期間は1日以上とすること。また、引渡性能試験は、発注者立会いのもとに引渡性能試験要領書に基づき実施すること。

(5) 性能試験に係る費用

予備性能試験、引渡性能試験に必要な費用は、全て受注者の負担とする。

第7節 契約不適合責任

受注者は設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥による全ての破損、故障等について、速やかに改善、補修、改造又は取替え（以下「改善等」という。）により対応すること。

本事業は性能発注方式（設計・施工一括発注）を採用するため、受注者は施工の契約不適合に加えて、設計の契約不適合についても改善等の責任を負う。

契約不適合の改善等に関しては、契約不適合責任期間内に性能、機能、耐用等に関して疑義が生じた場合、発注者は受注者に対し契約不適合の改善等を要求できるものとする。ただし、搬入物の量や性状の著しい乖離、天災等の不可抗力についてはこの限りではない。

契約不適合の有無については、適時契約不適合確認検査を行い、その結果を基に判定するものとする。

1 契約不適合責任

(1) 設計の契約不適合責任

ア 設計の契約不適合責任期間は、原則として引渡し後 10 年間とする。この期間内に発生した設計の契約不適合は、設計図書に記載した施設の性能、機能及び主要装置の耐用に対して、全て受注者の責任において改善等により対応すること。なお、設計図書とは、要求水準書及び本章第9節に規定する提出図書とするが、優先順位は要求水準書、見積設計図書、契約設計図書、実施設計図書、施工承諾申請図書、完成図書の順とする。

イ 引渡し後、施設の性能、機能及び主要装置の耐用について疑義が生じた場合は、引渡性能試験要領書に基づき、両者が合意した時期に契約不適合検査を実施するものとする。

なお、この検査に要する費用のうち、本施設の通常運転にかかる費用は発注者の負担とし、新たに必要となる分析等にかかる費用負担については、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

ウ 契約不適合確認検査の結果、受注者の契約不適合責任に起因し所定の性能、機能及び主要装置の耐用を満足できなかった場合は、受注者の責任において速やかに改善等により対応すること。

(2) 施工の契約不適合責任

ア プラント工事関係

プラント工事関係の契約不適合責任期間は、原則として引渡し後2年間とする。ただし、発注者と受注者が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りでない。

イ 建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む）

建築工事関係の契約不適合責任期間は、原則として引渡し後2年間とする。発注者と受注者が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りではない。

ウ 搬出設備（コンテナ及びコンテナ運搬車）関係の契約不適合責任期間は、原則として引渡し後2年間とする。発注者と受注者が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りではない。

エ 契約不適合責任期間中の設備定期点検費用

契約不適合責任期間中の設備定期点検に要する費用は、全て受注者の負担とする。

2 契約不適合確認検査

- (1) 発注者は施設の性能、機能、耐用等に疑義が生じた場合は、受注者に対し契約不適合確認検査の実施を指示することができるものとする。
- (2) (1)の場合、受注者は発注者と協議の上、契約不適合確認検査を実施し、その結果を報告すること。
- (3) 契約不適合確認検査に要する費用は原則受注者の負担とする。ただし、ごみ質、運転、維持管理に起因することが明らかな場合には発注者の負担とする。
- (4) 契約不適合確認検査による契約不適合の判定は、契約不適合確認要領書により行うものとする。
- (5) 本検査で契約不適合と認められた部分については、受注者の責任において改善等により対応すること。
- (6) 上記(1)から(5)に関わらず、引渡し後2年経過時に契約不適合がないか確認を行い、契約不適合と認められた部分については、受注者の責任において改善等により対応すること。

3 契約不適合確認要領書

受注者は、あらかじめ契約不適合確認要領書を発注者に提出し、承認を受けること。

4 契約不適合確認の基準

契約不適合確認の基本的な考え方は次のとおりとする。

- (1) 運転上支障がある事態が発生した場合
- (2) 構造・施工上の欠陥を発見した場合
- (3) 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
- (4) 性能に著しい低下を認めた場合
- (5) 主要装置の耐用が著しく短い場合

5 契約不適合の改善等

(1) 契約不適合の保証

契約不適合責任期間中に生じた契約不適合は、発注者の指定する時期に受注者が無償で改善等により対応すること。改善等の実施に当たっては、改善等要領書を提出し、発注者の承認を受けること。また、改善等の実施に伴い、本施設で受け入れができなくなったごみについては、受注者の責任かつ費用負担において適切に処理すること。

(2) 契約不適合判定に要する経費

契約不適合責任期間中の契約不適合判定に要する経費は、全ての受注者の負担とする。

第8節 工事範囲

本要求水準書に定める工事の範囲は、次のとおりとする。

1 機械設備工事

- (1) 受入・供給設備
- (2) 積替・搬出設備
- (3) 破碎設備
- (4) 集じん・脱臭設備
- (5) 給水設備
- (6) 排水処理設備
- (7) 電気設備
- (8) 計装設備
- (9) 雑設備

2 土木・建築工事

- (1) 建築工事
- (2) 土木工事
- (3) 外構工事
- (4) 建築設備工事
- (5) 焼却施設解体撤去・残置物等撤去工事
- (6) 土壌汚染対策工事

3 その他

- (1) 試運転及び運転指導
- (2) その他工事

第9節 提出図書

1 見積設計図書

「鎌倉市名越中継施設整備業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）及び本要求水準書に基づき、期日までに次の図書を作成し、提出すること。なお、見積設計図書等の作成に要する経費は、本事業に係るプロポーザルに参加する事業者の負担とする。

(1) 施設概要説明図書

ア 施設全体配置

イ 全体動線計画

ウ 各設備概要説明

(ア) 主要設備概要説明書

(イ) 各プロセスの説明書

(ウ) 独自の設備の説明書

(エ) 処理不適物に対する運転説明書

(オ) 搬出設備（コンテナ）運用説明書

エ 設計基本数値計算書及び図面

(ア) 物質収支

(イ) 用役収支（電力、水、燃料、薬品等）

(ウ) 容量計算、性能計算

(エ) 負荷設備一覧表

(オ) その他必要なもの

オ 準拠する規格又は法令等

カ 運転管理条件

(ア) 年間運転管理条件

(イ) 年間維持補修経費（引渡より20年分）

(ウ) 運転維持管理人員

(エ) 搬出設備（コンテナ）場内保管方法

(オ) 予備品リスト

(カ) 消耗品リスト

(キ) 機器取扱に必要な資格者リスト

キ 労働安全衛生対策

ク 公害防止対策

ケ 爆発時の対策

コ 主要機器の耐用年数

サ アフターサービス体制

シ 受注実績表

ス 主要な使用特許リスト

セ 主要機器メーカーリスト

ソ 工事工程表

(2) 設計仕様書

ア 設備別機器仕様書

(形式、数量、性能、寸法、附属品、構造、材料、操作条件等)

(3) 図面

ア～コの各種図面について作図すること。

ア 全体配置図及び動線計画図 (1/500～1/1,000)

イ 各階機器配置図(1/200～1/400)

ウ 断面図(1/200～1/400)

エ フローシート (ごみ、コンテナ積替、集じん、脱臭、給排水など)

オ 主要機器組立図

カ 電気設備主要回路単線系統図

キ 計装システム構成図

ク 施設全体鳥瞰図

ケ 工場棟立面図 (東西南北)

コ 建築仕上表 (各室面積、建築面積等を含む)

サ 搬出設備 (コンテナ) 及び搬出車図面

シ 解体時における地下構造物の存置に関する計画及び安全性を担保する根拠資料 (計算結果等)

ス その他必要な図面

(4) その他要求水準書に示した計算書、説明書等

2 契約設計図書

受注者は、本要求水準書に基づき発注者の指定する期日までに契約設計図書及び電子データ一式を各3部提出すること。ただし、見積設計図書に変更がない場合は、見積設計図書をもって契約設計図書とする。契約設計図書の種類及び体裁は見積設計図書に準じるものとする。

3 実施設計図書

受注者は契約後、ただちに実施設計に着手するものとし、次の実施設計図書及び電子データ一式を各3部提出すること。

(1) 提出図書の仕様

受注者は、次の仕様にて実施設計図書を提出すること。

ア 仕様書類 A4版

イ 図書類 (縮小版) A3版

(2) プラント工事関係

ア 工事仕様書

イ 設計計算書

(ア) 物質収支

(イ) 用役収支

(ウ) 容量計算、性能計算、構造計算（主要機器について）

- ウ 施設全体配置図、主要平面図、断面図、立面図
 - エ 各階機器配置図
 - オ 主要設備組立平面図、断面図
 - カ 計装制御系統図、展開接続図か計装フロー図等
 - キ 電気設備主要回路単線系統線図
 - ク 配管設備図
 - ケ 負荷設備一覧表
 - コ 工事工程表
 - サ 実施設計工程表（各種届出書の提出日を含む）
 - シ 内訳書
 - ス 予備品、消耗品、工具リスト
- (3) 土木・建築工事関係
- ア 雨水排水施設等各種平面図
 - イ 各種標準断面図
 - ウ 各種構造図・配筋図
 - エ 建築意匠設計図
 - オ 建築構造設計図
 - カ 建築機械設備設計図
 - キ 建築電気設備設計図
 - ク 外構設計図
 - ケ 構造計算書
 - コ 各種工事要求水準書（仮設工事、安全計画を含む）
 - サ 各種工事計算書
 - シ 色彩計画図
 - ス 負荷設備一覧表
 - セ 建築設備機器一覧表
 - ソ 建築内部、外部仕上表及び面積表
 - タ 工事工程表
 - チ 什器、備品類リスト
 - ツ 廃棄物焼却施設解体工事計画届及び関連届（労働安全衛生法等）
 - テ その他発注者が指示する図書（建築図等）
- (3) 内訳書関係
- ア 工事費内訳書
 - イ 年間維持補修費及び用役量
 - ウ 数量計算書
 - エ その他発注者が指示する図書

4 施工承諾申請図書

受注者は、実施設計図書に基づき工事を行うものとする。工事施工に際しては、事前に次の承諾申請図書及び電子データ一式を提出し、発注者の承認を得てから着工すること。なお、当該図書は、各3部提出すること。

- (1) 承諾申請図書一覧表
- (2) 土木・建築及び設備機器詳細図
(構造図、断面図、各部詳細図、組立図、主要部品図、附属品図)
- (3) 施工要領書（搬入要領書、据付要領書を含む）
- (4) 検査要領書
- (5) 計算書、検討書
- (6) 打合せ議事録
- (7) その他発注者が指示する図書

5 完成図書

受注者は、工事竣工に当たり、次の完成図書及び電子データ一式を提出すること。

- (1) 竣工図 3部
- (2) 竣工図縮小版「A3判」 3部
- (3) 竣工原図（電子媒体含む） 3部
- (4) 要求水準書（設計計算書、フローシート等を含む） 3部
- (5) 取扱説明書 3部
- (6) 試運転報告書（予備性能試験を含む） 3部
- (7) 引渡性能試験報告書 3部
- (8) 単体機器試験成績書 3部
- (9) 機器台帳（電子媒体含む） 3部
- (10) 機器履歴台帳（電子媒体含む） 3部
- (11) 打合せ議事録 3部
- (12) 工程ごとの工事写真及び竣工写真（各々カラー） 3部
- (13) 施設パンフレット 3,000部
- (14) 施設DVD
- (15) 保証書 一式
- (16) 上記電子データ 一式
- (17) その他発注者が指示する図書

第10節 検査及び試験

工事に使用する主要機器、材料の検査及び試験は次のとおり実施するものとする。

1 立会検査及び立会試験

指定主要機器、材料の検査及び試験は、発注者が立ち会うものとする。ただし、発注者が特に認めた場合は、受注者が提出する検査（試験）成績表をもってこれに代えることができるものとする。

2 検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ発注者の承認を得た検査（試験）要領書に基づいて行うものとする。

3 検査及び試験の省略

公的又はこれに準ずる機関が発行した証明書等により成績が確認できる機器については、検査及び試験を省略する場合があるものとする。

4 経費の負担

検査及び試験に要する経費は受注者の負担とする。ただし、発注者又は発注者が指示する監督員の旅費等は除くものとする。

5 機器の工場立会検査

受注者はあらかじめ工場立会検査の設備項目と検査要領書を発注者に提出し、発注者の承認を得ること。発注者は承認後、これらの機器について検査を行うものとする。

第11節 正式引渡し

工事竣工後、本施設を正式に引き渡すものとする。

工事竣工とは、工事の完了に伴い実施する引渡性能試験により性能を確認した後、完成図書を作成し、契約書に規定する発注者による完了検査に合格した時点とする。

第12節 その他

1 関係法令等の遵守

本施設の設計・施工に当たっては本要求水準書に特記された部分を除き、次の標準仕様書、関係法規、関係諸官庁規則等に準拠して施工すること。なお、次に記載がなくても、本事業を行うに当たり適用される関係法令、関係条例等を遵守すること。

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - ア 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（最新版）
 - イ 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（最新版）
 - ウ 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（最新版）
 - エ 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（最新版）
 - オ 「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（最新版）
 - カ 「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（最新版）
 - キ 「建築物解体工事共通仕様書」（最新版）
- (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
 - ア 「建築工事標準詳細図」（最新版）
- (3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修
 - ア 「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」（最新版）
 - イ 「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」（最新版）
- (4) 神奈川県県土整備局発行
 - ア 「土木工事共通仕様書」（最新版）
 - イ 「土木工事施工管理基準書」（最新版）

2 許認可申請

第1章第12節1に記載した標準要求水準書、関係法規及び関係諸官庁規則等に準拠して、受注者が行うべき関係官庁への認可申請、報告、届出等を速やかに行い、発注者に報告すること。

また、発注者が関係官庁への認可申請、報告、届出を必要とする場合、受注者は書類作成等に協力すること。この場合における経費は、受注者の負担とする。

3 施工

本施設の施工に当たっては、第1章第12節1に記載した標準要求水準書、関係法規及び関係諸官庁規則等に準拠するとともに、次の事項を遵守すること。

- (1) 安全管理
 - 工事中の危険防止対策を十分に行うとともに、作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないよう努めること。
 - ア 「労働基準法」（昭和22年法律第49号）、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき、危害防止上必要な対策を講じること。

イ 地元自治町内会や周辺住民等から説明要求や苦情等があった場合は、発注者と協議の上、紛争が生じないように、誠意をもって対応すること。

ウ 火気の取扱いに注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設置するなど、火災の防止措置を講じること。

(2) 環境保全

ア 環境負担の少ない資材や工法を採用するとともに、取組み事項に関する配慮内容等を施工計画書に記載すること。

イ 騒音、振動、粉じん等が見込まれる場合は、発注者と協議の上、関係法令等に基づく必要な措置を講じること。

ウ 作業環境の改善、作業現場の美化等に努めること。

エ 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した化学物質等安全データシート(MSDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努めること。

(3) 現場管理

ア 受注者は、工事中から引渡しまで、自然災害、人為的災害等に対する万全な対策をもって管理すること。

イ 資材置場、資材搬入路、仮設事務所等については、発注者と十分に協議の上、周囲への支障が生じないように設置すること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

ウ 現場代理人は、発注者と連絡を密にして、慎重な施工に努めるとともに、各関係法令に基づき、工事現場の管理に留意すること。

(4) 施工方法及び建設公害対策

ア 工事用車両は洗車を行い、車輪及び車体に附着した土砂を十分に落とした後に退出すること。整備計画地周辺及び工事用車両が走行する道路が土砂により汚損した場合、受注者は洗浄等の適切な措置を行うこと。なお、この場合、汚損の原因者が不明な場合も含むものとする。

イ 騒音・振動が発生しやすい工事については、国土交通省「排出ガス対策型建設機械指定要領」により指定された建設機械及び低騒音・低振動工法を採用し、建設作業に係る騒音・振動の規制基準を遵守するとともに、可能な限り低減を図ること。

ウ 工事用車両が走行する道路及び隣地近接建物等において、本工事の影響により不具合が生じるとされる箇所については、事前に写真撮影をしておくこと。また、本工事により不具合が生じたと認められる箇所については、直ちに当事者と話し合い、修理及び補修補償等を行うこと。

エ 仮囲い等は、工事における不快感を低減するものとする。

オ 粉じん等が発生するおそれがある場合は、適時散水等の必要な措置を行うこと。

カ 道路等の隣接地に対する養生を十分に行うこと。

キ 受注者は、必要に応じてクレーン等の高さや照明の方法等について関係機関と事前に協議すること。

- (5) 保険
受注者は、火災保険、組立保険、第三者損害保険、建設工事保険、労働災害保険等に加入すること。
- (6) 建設業退職金共済制度
受注者は工事期間中、建設業退職金共済制度に係る所定の手続を行うこと。
- (7) 工事報告
工事の進捗、労働者の就業、機器及び材料の検査等の状況を適宜、発注者に報告すること。
- (8) 復旧
他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染を生じさせた場合は、発注者と協議の上、受注者の負担において速やかに現状復旧すること。
- (9) 埋設物の表示
埋設したものについては、その所在が明らかになるよう適切な表示（発注者が指示するものを含む）を設けること。
- (10) 産業廃棄物及び建設残土等の処理
- ア 本工事に伴って発生する産業廃棄物及び建設残土等は、関係法令等に基づき適切に処理すること。
- イ 本工事に伴って発生する産業廃棄物の運搬及び処理に際し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し又は電子マニフェストシステムから印刷した受渡し確認票のほか、産業廃棄物処理フロー図、廃棄物処理委託契約書写し、許認可証等写し（収集運搬業、処分業）、最終処分先一覧（処分が中間処理業の場合）、搬出車両積載写真（ナンバープレート入り）等を発注者又は発注者が指示する監督員に提出すること。
- ウ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、以下「建設リサイクル法」という。）の規定を遵守すること。
- エ 廃棄物の発生を抑制するためコンクリート型枠等は可能な限り再使用すること。
- オ 残土は、場内利用を原則とするが、処分が必要な場合は、受注者の負担で行うこと。なお、残土の搬出先は次のとおりとする。
- (ア) 受入地名称
手広公共建設発生土受入地
- (イ) 受入地場所
鎌倉市手広 1 - 1 - 5
- カ 産業廃棄物及び建設残土等の運搬に当たっては、飛散することのないよう荷台をシートで覆う等、適切な措置を講じること。
- (11) 説明支援
工事期間中は、工事状況を周知するため、適宜説明会等の開催に伴う資料作成を行うこと。

4 予備品及び消耗品

必要な予備品及び消耗品を納入すること。なお、当該品の納入に当たっては、あらかじめリストを提出し、発注者の承認を得ること。

(1) 予備品の数量

予備品は、本施設の正式引渡し後1年間に必要とする数量以上とする。なお、予備品とは、定常運転において定期的に必要とする部品ではなく、不測の事故等を考慮して準備しておく次の部品とする。

- ア 同一部品を多く使用しており、かつその数が多いことにより、破損の確率の高い部品
- イ 市販性がなく、納期を要するもの。また、市販性があっても海外調達品等で納期を要するもの、かつ破損により施設の運転が不能となるような部品
- ウ 耐用年数が1年以上ある部品等のうち、5年以内に寿命が到来し、取替え修理が必要になると考えられるもの

(2) 消耗品の数量

消耗品は、本施設正式引渡し後1年間に必要とする数量以上とする。なお、消耗品とは、定常運転において定期的（1年未満）に取り替えることにより、機器本来の機能を満足させ得るものとする（用紙、インクリボン類を含む）。なお、対象は市職員事務所を除く本施設本体及び委託事業者事務所に関するものとする。

5 その他

本要求水準書に記載している機器設備類の中で、今後、短期間で飛躍的に性能が向上する可能性があるもの（電話、TV、モニター、プリンター、AV機器、制御機器等）については、各々の発注時点における最新機器かつ汎用性のあるものを納入すること。

第2章 機械設備工事仕様

第1節 各設備共通仕様

1 歩廊、階段等

プラントの運転及び保全のため、機械設備周囲に次のとおり、歩廊、階段、点検台等を設けること。なお、梯子の使用は極力避けること。

- (1) 通路幅は原則として主要通路 1,200mm 以上、その他通路 800mm 以上とすること。
- (2) 階段の傾斜角は原則として 45 度以下とし、階段の傾斜角、蹴上げ、踏面幅は極力統一を図ること。また、階段の高さが 4,000mm を越える場合は、原則として 4,000mm 以内ごとに踊り場を設けること。なお、主要通路において建築階段から乗り継ぐ部分については、両者の仕様の統一を図ること。
- (3) 歩廊及び階段の両側に側壁又はこれに代わるものがない場合には、手すりを設けること。
なお、手すりは鋼管溶接構造とし、手すり高さは階段部 900mm 以上、その他は 1,100mm 以上とすること。
- (4) 落下事故等の危険が想定される箇所には、必要な対策を講じること。
- (5) 床にはチェッカープレート等を敷設し、安全に作業ができるようにすること。

2 保温

保温材は、目的に適合するものとし、保温保冷施工標準（JIS A9501）に準じること。

3 塗装

塗装は、耐熱、耐薬品、防食、配色、塩害等を考慮すること。なお、配管の塗装については、各流体別に色分けし、流体表示と流れ方向を明記すること。また、配管塗装のうち法規等で全塗装が規定されているもの以外は識別リボン方式とすること。

4 配管

- (1) 配管は、勾配、保温、防露、防錆、防振、凍結防止、エア抜き等を考慮すること。なお、詰まりが生じやすい流体用の管は、掃除が可能なように施工すること。
- (2) 汚水系統の配管材質は、硬質塩化ビニール管を使用する等、管（内面）の腐食等に対して適切な材質を選択すること。
- (3) 管材料は次の表を参考として、使用目的に応じた最適なものとすること。

規格	名称	材質記号	適用流体名	備考
JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼 鋼管	STPG370S Sch40	高圧蒸気系統 高圧ボイラ給水 系統 ボイラ薬品注入 系統 高圧復水系統	圧力980kPa以上の 中・高圧配管に使用 する。
JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼 鋼管	STPG370S STS Sch80	高圧油系統	圧力4.9～13.7MPaの 高圧配管に使用す る。

JIS G 3455	高圧配管用炭素鋼鋼管	STPG370S Sch140	高圧油系統	圧力20.6MPa以下の高圧配管に使用する。
JOHS 102	油圧配管用精密炭素鋼鋼管	OSt-2	高圧油系統	圧力34.3MPa以下の高圧配管に使用する。
JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP-E SGP-B	低圧蒸気系統 低圧復水系統 雑用空気系統 燃料油系統 排水・汚水系統	圧力980kPa未満の一般配管に使用する。
JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管	SUS304TP-A	温水系統 純水系統	
JIS G 3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	STPY 400	低圧蒸気系統 排気系統	圧力980kPa未満の大口径配管に使用する。
JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP, SGP-ZN	工業用水系統 冷却水系統 計装用空気系統	圧力980kPa未満の一般配管で亜鉛メッキ施工の必要なものを使用する。
JIS K 6741	硬質塩化ビニル管	HIVP VP VU	酸・アルカリ薬品系統 水道用上水系統	圧力980kPa未満の左記系統の配管に使用する。
—	樹脂ライニング鋼管	SGP+樹脂ライニング SGP-VA, VB, SGP-PA, PB	酸・アルカリ薬品系統 上水設備	使用流体に適したライニングを使用する（ゴム・ポリエチレン・塩化ビニル等）。
JIS G 3442	水道用亜鉛メッキ鋼管	SGPW	排水系統	静水頭100m以下の水道で主として給水に用いる。

5 地震対策

建築基準法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令に準拠した設計とし、次の点に考慮すること。

- (1) 指定数量以上の灯油等の危険物を貯留する場合は、危険物貯蔵所を設置し格納すること。
- (2) 軽油、灯油、作動油等のタンク（貯蔵タンク、サービスタンク）を設置する場合は、必要な容量の防液堤を設けること。
- (3) 電源等が断たれた時は、各バルブ、ダンパ等の作動方向が設備の安全側に働くようにすること。
- (4) 地震等により、タンクとタンクからの移送配管との結合部分が損傷しないように設置すること。

6 塩害対策

- (1) 屋外配管の保温カバーは溶融亜鉛めっき製の耐食性のある材料とすること。
- (2) 屋外の露出配管は SUS、溶融亜鉛めっき、マリンペイント塗装等耐食性を考慮した仕上げとすること。

7 その他

- (1) 電気設備については、停電等の非常時に速やかに復旧できるようにすること。
- (2) 安全上必要な部分は、安全カバー、安全柵、標識等を設けること。また、機器には必要な点検窓、掃除孔、マンホールを設けること。
- (3) 施設の作業環境は、日常運転管理に不都合がないよう良好な作業環境を保つため、採光、照明、換気、空調、防じん、防臭等に十分配慮すること。
- (4) 設置する機器は、騒音、振動が少ないものを選定し、防音及び防振対策に十分配慮すること。
- (5) 車両の進入・退出時の安全性を確保するため、安全設備や案内板、信号等を必要な箇所に設けること。

- (エ) 材 質 []
- (オ) 駆動方式 []
- (カ) 操作方式 []
- (キ) 開閉時間 []
- (ク) 附属機器 []

イ 高速シートシャッター

- (ア) 形 式 []
- (イ) 数 量 []
- (ウ) 主要寸法（1基） 幅[]m × 長[]m
- (エ) 材 質 []
- (オ) 駆動方式 []
- (カ) 操作方式 []
- (キ) 開閉時間 []
- (ク) 附属機器 []

ウ 特記事項

- (ア) 開放時であってもプラットホーム内の臭気の漏洩を防止すること。
- (イ) 停電時や故障時に備え、手動で開閉が可能なものとする。
- (ウ) 鋼製扉に小扉を設けること。

2 供給設備

(1) 受入ホッパ

受入ホッパは、塵芥車等が運搬してきた燃やすごみを受け入れ一時貯留するためのものであり、ごみ投入時の衝撃に耐え、かつブリッジが発生しない構造とすること。また、運転に支障がない貯留量を確保すること。

受入ホッパの受入れ間口は、塵芥車等からの直接投入が可能な構造とすること。なお、投入面はプラットホームと同レベルとすること。

ア 形 式 鋼板製溶接構造

イ 数 量 [] 基

ウ 主要項目

- (ア) 容 量 []m³（空間容積）以上
- (イ) 開口部寸法 幅[]m × 長[]m

エ 主要部材質 一般構造用圧延鋼材（SS400）

オ 附属機器 必要な附属品 一式

カ 特記事項

- (ア) ホッパ受入れ開口は2口以上とすること。
- (イ) ホッパ周囲には転落を防止するための安全策等を設けること。
- (ウ) ホッパ内が汚損した場合に清掃し、排水ができる構造とすること。
- (エ) 一時的に貯留する場合の臭気拡散防止対策を講じること。

(2) ごみ供給・搬送装置

ごみ供給・搬送装置は、受入ホッパに投入された燃やすごみを、コンパクタへ供給するためのものであり、ごみ投入時の衝撃に耐える構造とし、円滑なごみ供給が可能なものとする
こと。

ア 形 式 床板スライド駆動式

イ 数 量 []基

ウ 主要項目（1基につき）

(ア) 主要寸法 幅[]m × 長さ[]m

(イ) 速度 []m/min

(ウ) 電動機 []kW

(エ) 操作方式 []

(オ) 主要部材質 []

エ 附属機器 必要な附属品 一式

第3節 積替・搬出設備

1 積替設備

(1) コンパクト

コンパクトは、ごみ供給・搬送装置で受け入れた燃やすごみを圧縮しコンテナに積み替えるものであり、振動が少なくごみが容易に飛散しないよう、コンテナ内で処理できる構造とすること。

コンテナ接続、ごみ詰込み、コンテナ離脱及びコンテナ入替えの一連の動作は自動で行えるものにするとともに、コンテナは容易に接続できる構造とし、インターロック等の十分な安全措置を講じること。また、積替え作業における設備保全、労働安全には十分な対策を行うこと。

ア 形式 蓋板着脱型油圧押込式

イ 数量 1基

ウ 主要項目（1基につき）

(ア) 能力 []t/h

(イ) 主要寸法 幅[]m × 長[]m

エ 主要部材質 []

オ 附属機器 必要な附属品 一式

カ 特記事項

(ア) 臭気や汚水の漏洩に配慮すること。

(2) コンテナ移動装置

コンテナ移動装置はコンテナを安全かつ効率的に入れ替えるためのものである。

コンテナ入替え作業における、設備保全、労働安全には十分な対策を行い、搬出車が容易に接続できる構造とし、インターロック等の十分な安全措置を講じること。

また、搬出車両の過積載防止を目的とした計量装置等を設け、搬出設備（コンテナ）と搬出車両の位置合わせを補助するためのラインやモニター等の配慮を取り入れること。

ア 形式 []

イ 数量 []基

ウ 主要項目（1基につき）

(ア) 搭載コンテナ数 []台

(イ) 主要寸法 幅[]m × 長[]m

エ 主要部材質 []

オ 附属機器 必要な附属品 一式

カ 特記事項

(ア) 定期的にメーカーによる点検整備ができる構造とすること。

2 搬出設備

(1) 搬出設備（コンテナ）

コンテナは、入替え作業を効率的に行うことができ、臭気や汚水が漏れない構造とし、搬

出車両は 10t 脱着装置付コンテナ専用車とすること。

ア 形式 []

イ 数量 []台

ウ 主要項目（1台につき）

(ア) 容量 []m³/台

(イ) 主要寸法 幅[]m × 長[]m

エ 主要部材質 []

オ 附属機器 必要な附属品 一式

カ 特記事項

(ア) 耐久性を考慮した適切な材質・構造とすること。

(イ) 耐塩害を考慮すること。

(ウ) 必要台数については、添付資料「9 搬出設備及び搬出車両算出参考資料」を参考に算出すること。

(2) 搬出車両（コンテナ運搬車）

搬出車両は 10t 脱着装置付コンテナ専用車とする。また、搬出先である逗子市の既存焼却施設に対応する車両規格とする。

コンテナ脱着作業において、搬出車両が容易に接続できる構造とし、走行時に搬出設備（コンテナ）が落下しないよう、十分な安全措置を講じること。

ア 形式 脱着装置付コンテナ専用車

イ 数量 []台

ウ 主要項目（1台につき）

(ア) 車両総重量 20,000kg 未満、最大積載量 9,200kg 以上（コンテナ重量を含む）

(イ) 主要寸法 幅[]m 以内 × 長[]m 未満 × 全高 [] m 以内

荷台容量 約 18 m³

チルト時全高 概ね [] cm

コンテナ寸法（概略）

内寸 長さ [] m × 幅 [] m × 深さ（高さ）[] m

外寸 長さ [] m × 幅 [] m × 深さ（高さ）[] m

エ 主要部材質 []

オ 附属機器 必要な附属品 一式

カ 特記事項

(ア) 添付資料「9 搬出設備及び搬出車両算出参考資料」に示す搬出先において搬入可能な規格であること。

(イ) 搬出時に通行の可能性のある各自治体の排ガス規制に対応可能な性能を有すること。

(ウ) 耐久性を考慮した適切な材質・構造とすること。

(エ) 必要台数については、添付資料「9 搬出設備及び搬出車両算出参考資料」を参考に算出すること。

第4節 破碎設備

破碎設備は本施設に搬入された燃やすごみを細かく破碎（減容化）するものである。

1 切断機

切断機は、破碎ごみを所定の粒度以下に破碎処理するものである。

- (1) 形 式 往復剪断式
- (2) 数 量 1基
- (3) 操作方式 現場手動(1サイクル自動)
- (4) 主要項目
 - ア 処理対象物 火災ごみ、海岸漂着ごみ
 - イ 能 力 4 t / 5 h
 - ウ 投入口寸法 幅 [] m × 長さ [] m × 深さ [] m
 - エ せん断力 [] t
 - オ 破碎粒度 500mm 以下 (85%以上)
 - カ 送り装置
 - 駆動方式 []
 - 数 量 [] 基
 - 吐 出 量 [] L/min
 - 吐出圧力 [] MPa
 - タンク容量 [] m³
 - 冷却方式 []
 - 電動機 440V × [] P × [] kW × [] 台

(5) 主要機器

- ア 切断機本体
- イ 投入ホッパ
- ウ 油圧装置
- エ 電動機
- オ 配管、弁類
- カ 散水装置
- キ 集じん器
- ク その他

(6) 特記事項

- ア 本体の構造は、維持管理が容易にできるものとし、特に消耗しやすい部分は、容易に取替えができる構造とすること。
- イ 操作室及び現場操作盤から投入内部の確認が可能なミラー及び監視用カメラを設けること。
- ウ 処理物排出用扉は、密閉性に優れた形状と構造とし、強度、耐食性に考慮したものとする
こと。
- エ 本体から発生する振動、騒音が少ない構造とし、駆動装置等のメンテナンスが可能なスペースを十分確保すること。

オ 本機周囲には、稼働時及び停止時の安全対策として抜き差し式の手すり等を設けること。

2 破砕機保全用ホイス（必要に応じて）

破砕機保全用ホイスは、破砕機の点検整備及び消耗品の取替え等に使用するものである。

- (1) 形 式 []
- (2) 数 量 [] 基
- (3) 操作方式 現場手動
- (4) 主要項目（1基につき）
 - ア 能 力 [] t
 - イ 揚 程 [] m
 - ウ 走行距離 [] m
 - エ 速 度 卷上 [] m/min
走行 [] m/min
 - オ 電 動 機 卷上 [] V × [] P × [] kW
走行 [] V × [] P × [] kW
- (5) 主要機器（1基につき）
 - ア ホイス本体
 - イ 走行レール
 - ウ ペンダントスイッチ
 - エ リモコン操作機
 - オ その他
- (6) その他
 - ア 想定される荷重に対して、十分な吊上げ荷重を有すること。
 - イ 本装置は、維持管理（点検、清掃）が容易にできる構造とすること。

3 破砕物搬送コンベヤ（必要に応じて）

破砕物搬送コンベヤは、破砕されたごみを搬出するために使用するものである。

- (1) 形 式 []
- (2) 数 量 [] 基
- (3) 電 動 機 [] kW
- (4) 寸 法 幅 [] m × 長 [] m

第5節 集じん・脱臭設備

1 集じん設備

集じん設備は、燃やすごみの積替え作業に伴って発生する粉じんの外部流出を抑制するため、建物内の粉じんを処理の上、大気放出するものであり、施設稼働時、停止時を問わず施設の良好な作業環境及び周辺環境を維持するため、十分な対策を施すこと。

- (1) 形式 []
- (2) 数量 1基
- (3) 主要項目
 - ア 処理風量 []m³/min
 - イ 出口粉じん濃度 []g/Nm³以下
 - ウ 圧力損失 []Pa
 - エ 粉じん排出方式 []
 - オ 電動機 []kW
 - カ 操作方法 []
 - キ 主要材質 []
- (4) 主要附属装置 必要な附属品一式
- (5) 特記事項
 - ア メンテナンス及び交換部品等の取替えが容易な構造とすること。
 - イ 局所換気を考慮した容量とすること。

2 脱臭装置

脱臭装置は、受入ホッパ上部等の空気を吸収・脱臭し、排気口からの臭気指数を基準値以下に処理するものであり、各系統の作業環境を良好に保つことのできる風量を有し、給気設備との適切なバランスをとること。

また、周辺環境への影響を考慮し、騒音・低周波音の対策を図るとともに、排気口の向き及び高さに配慮し、必要に応じて臭突設置を計画すること。

- (1) 形式 活性炭吸着式
- (2) 数量 1基
- (3) 主要項目
 - ア 処理風量 []m³/min (公害防止基準を満たす能力)
 - イ 主要材質 []
- (4) 主要附属装置 必要な附属品一式
- (5) 特記事項
 - ア メンテナンス及び交換部品等の取替えが容易な構造とすること。
 - イ 局所換気を考慮した容量とすること。
 - ウ 必要に応じて低周波対策を講じること。

3 排風機

排風機は、処理対象の空気を集じん及び脱臭装置へ送るためのものであり、各系統の処理量に見合った風量を有し、給気設備との適切なバランスをとること。また、周辺環境への影響を考慮し、騒音・低周波音の対策を図るとともに、排気口の向き及び高さに配慮すること。

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| (1) 形 式 | ターボファン |
| (2) 数 量 | 1 基 |
| (3) 主要項目 | |
| ア 風量 | []m ³ /min |
| イ 風圧 | []Pa |
| ウ 電動機容量 | []kW |
| エ 主要材質 | インペラー：[]
ケーシング：[]
シャフト : [] |
| (4) 主要附属装置 | 消音装置
必要な附属品一式 |

第6節 給水設備

1 用水

本施設で使用する用水は取り合い点（水道メーター位置）から引き込むこと。（添付資料「3 取合点位置図（電気、上下水、ガス）」参照）

2 所要水量

- (1) プラント用水 [] m³/日
- (2) 生活用水 [] m³/日

3 給水ポンプ（給水ユニット）（必要に応じて）

施設内各所へ水の供給するために必要な受水容量を確保すること。

- (1) 形 式 圧力タンク式給水ユニット
- (2) 数 量 一式
- (3) 主要項目（1基につき）

- ア 能力 [] m³/分 × [] m × φ [] mm
- イ 電動機容量 [] kW
- ウ 主要材質 []

(4) その他

ア プラント設備への水の供給が停止することのないよう、系列数等を考慮すること。

イ 制御機器を設ける際は、シンプルな制御方式とし汎用性のある部品で交換対応ができ、速やかな復旧対応が図れること。

第7節 排水処理設備

本施設から発生する排水は、ごみ汚水、床洗浄排水、機器洗浄排水、車両洗浄排水、生活排水等があり、プラント系排水（ごみ汚水、床洗浄排水、機器洗浄排水、車両洗浄排水等）は下水排除基準値以下に処理後、生活系排水（施設内の水洗式便所や洗面所・浴室等からの排水等）は直接公共下水道（汚水）に放流すること。

1 排水量

- (1) プラント排水 [] m³/日
- (2) 生活排水 [] m³/日

第8節 電気設備

電気設備は、施設の運転に必要な全てのもので、安全性・耐久性を配慮するとともに、保守管理が容易で、関係法令、規格を順守し、使用目的に合致したものとすること。また、高温多湿や粉じんが多く発生する場所などに設置される電気設備は、腐食・防じん・室内温度、絶縁等を十分考慮することとし、浸水対策も考慮した配置とすること。

1 受電設備

必要に応じて整備計画地内に本施設用の構内柱を設置すること。また、構内柱を設置する際は、崖地や樹木の影響を受けにくい場所を選定すること。

(1) 電気方式

ア 受電方式	AC 三相三線式 6,600V 50Hz 1回線
イ 配電種別	一般線又は専用線とする。
ウ 配線方式	
(ア) 高圧配電	AC 三相三線式 6,600V
(イ) プラント動力	AC 三相三線式〔220V級又は440V級〕
(ウ) 建築用動力	AC 三相三線式〔220V級又は440V級〕
(エ) 照明・計装	AC 単相三線式〔210-105V〕
(オ) 制御回路	AC 単相二線式〔100V〕

(2) 受変電設備

ア 高圧受電盤

受電用遮断器は VCB（真空遮断器）等、短絡電流を安全に遮断できる容量とすること。

受電用保護継電器は、電気設備技術基準に基づくとともに電力会社との協議によって決定すること。

(ア) 形式	鋼板製屋内閉鎖垂直自立型
(イ) 数量	2面（引込盤、受電盤）
(ウ) 主要取付機器	[]

イ 高圧配電盤

(ア) 形式	鋼板製屋内閉鎖垂直自立型
(イ) 数量	[]面
(ウ) 主要取付機器	[]

(3) 高圧変圧器

第8節1(1)の電気方式に応じ、必要な変圧器を設置すること。

ア プラント動力用変圧器

(ア) 形式	[]
(イ) 電圧	[]kV/[]V（三相三線）
(ウ) 容量	[]kVA
(エ) 絶縁階級	[]

イ 建築動力変圧器

(ア) 形式	[]
--------	-----

- (イ) 電 圧 []kV/[]V (三相三線)
- (ウ) 容 量 []kVA
- (エ) 絶縁階級 []
- ウ 照明用変圧器
 - (ア) 形 式 []
 - (イ) 電 圧 []kV/[]V (三相三線)
 - (ウ) 容 量 []kVA
 - (エ) 絶縁階級 []
- (4) 進相コンデンサ
 - ア コンデンサバンク数 []台
 - イ コンデンサ群容量 []kVA
 - ウ 主要取付機器 []

2 低圧配電設備

- (1) 200V用低圧配電盤
 - ア 形 式 鋼板製屋内閉鎖垂直自立型
 - イ 数 量 []面
 - ウ 主要取付機器 []
- (2) 照明用低圧配電盤
 - ア 形 式 鋼板製屋内閉鎖垂直自立型
 - イ 数 量 []面
 - ウ 主要取付機器 []
- (3) その他の配電盤
 - ア 形 式 各盤毎に明記する。
 - イ 数 量 []面
 - ウ 主要取付機器 []

(4) 受電切替盤

商用受電が停電した際に、非常用自家発電設備に低圧又は高圧回路で切り替える盤を設置すること。

3 動力設備

動力設備は、制御盤、監視盤、操作盤等から構成され、負荷の運転、監視及び制御が確実に
行えるものとし、監視が容易な場所に設置すること。

- (1) 動力制御盤
 - ア 形 式 鋼板製屋内閉鎖垂直自立型
 - イ 数 量 []面
 - ウ 低圧動力制御盤 []面
 - エ 主要取付機器 []

(2) 現場制御盤

ア 形式 []

イ 数量 []

ウ 主要取付機器 []

(3) 現場操作盤

ア 形式 []

イ 主要取付機器 []

(4) 電動機

ア 定格

電動機の定格電圧、定格周波数は電気方式により計画するものとし、汎用性、経済性、施工の容易さ等を考慮して選定すること。

イ 電動機の種類

電動機の種類は、主として形式がJ I S等の適用規格に準拠したかご形3相誘導電動機とし、使用場所に応じたものを選定すること。

ウ 電動機の始動方式

始動時における電源への影響を十分考慮して始動方法を決定すること。

4 非常用電源設備

停電時に中継施設機能（脱臭設備、破碎処理を含む）を8時間支障なく運転することができる容量を有する非常用電源設備を設置すること。

なお、施設稼働時間内（別途協議）における商用受電から非常用電源設備への切替は自動で行うシステムとすること。

5 電気配線工事

配線の方法及び種類は、敷設条件、負荷容量、電圧降下等を検討して決定すること。

(1) 工事方法

ケーブル工事、金属ダクト工事、ケーブルラック工事、金属管工事、バスダクト工事、地中埋設工事など、各敷設条件に応じた適切な工事方法とすること。

(2) 接地工事

接地工事は、電気設備技術基準に定められているとおり、A種、B種、C種、D種接地工事等の接地目的に応じ、適切に実施すること。

また、電気通信用の接地工事などは、対象物に適合した工事とすること。

(3) 使用ケーブル

ア 高圧

種類：EM-CE ケーブル、EM-CET ケーブル（同等品以上）

ただし、架空配管はこの限りでない。なお、シュリンクバック対策を講じること。

最高使用圧力 6.6kV

- イ 低圧動力用
種類：EM-CE ケーブル、EM-CET ケーブル（同等品以上）
最高使用圧力 600V
- ウ 制御用
種類：EM-CEE ケーブル、EM-CEES ケーブル（同等品以上）
光ケーブル
最高使用圧力 600V
- エ 設置回路ほか
種類：EM-IE ケーブル
最高使用圧力 600V
- オ 高温場所
種類：耐熱電線、耐熱ケーブル
最高使用圧力 600V
- カ 消防設備機器
種類：耐熱電線、耐熱ケーブル
最高使用電圧 600V

6 無停電電源装置

無停電電源装置は、直流電源装置と交流電源装置からなり、全停電の際 [] 分以上供給できる容量とすること。

なお、UPS やバッテリー等を個別に設けることも可とする。

(1) 直流電源装置

直接電源装置は、受配電設備の操作電源、制御電源、表示灯及び交流無停電電源装置の電源として設置すること。また、点検等による長時間停電の際、受変電設備の操作及びシーケンス試験が実施できること。

- ア 形式 []
- イ 数量 []面
- ウ 主要項目
充電器形式 トランジスタ式、サイリスタ式
入力 AC3 相 []V、[]Hz
出力 DC []V、[]A
- エ 蓄電池
形式 []
容量 []AH（1時間率）
数量 []セル
定格電圧 []V
- オ 放電電圧 []V
- カ 放電時間 []分

(2) 交流無停電電源装置

交流無停電電源装置は、受変電設備の操作電源、電子計算機、計装機器、計量器等の保護を目的とし交流無停電電源として設置すること。

ア 形式

電圧 1次 DC100V
 2次 AC100V、[]Hz
出力 []kVA

イ 特記事項

無停電電源予定負荷内訳を明記すること。

第9節 計装設備

中継施設の運転に必要な装置及びこれらに関する計器等を含む。

1 計画概要

計装設備は、プラントの操作・監視・制御の集中化と自動化を行うことにより、プラント運転の信頼性の向上と省力化を図るとともに、運営管理に必要な情報収集を合理的かつ迅速に行うために設置するものである。

- (1) 計装設備の中核をなすコンピューターシステムは、各設備・機器の集中監視・操作、自動順序起動・停止、各プロセスの最適制御を行うものとする。
- (2) 本施設の運転管理及び運営管理に必要な情報を各種帳票類に出力するとともに、運営管理及び安全管理に必要な統計資料の作成機能を有するものであること。

2 計装制御計画

(1) 一般項目

- ア 一部の周辺機器の故障及びオペレータの誤操作に対しても、システム全体が停止することのないよう、フェールセーフ、フェールソフト、フルプルーフ等を考慮したハードウェア及びソフトウェアを計画すること。
- イ 対象環境を十分考慮の上、各ごみ処理プロセスに適したシステム構成とし、停電、電圧の変動、ノイズ等に対して十分な保護対策を講じること。

(2) 計装監視機能

自動制御システム及びデータ処理設備は次の機能を有すること。

- ア 受入・供給設備の運転状態の表示・監視
- イ 積替・搬出設備の運転状態の表示・監視
- ウ 集じん・脱臭設備の運転状態の表示・監視
- エ 給水設備の運転状態の表示・監視
- オ 電気設備の運転状態の表示・監視
- カ デマンド（最大使用電力監視機能）の表示・監視
- キ 破碎機の運転状態の表示・監視
- ク その他運転に必要なもの

(3) 自動制御機能

- ア 処理設備運転制御
- イ 動力機器制御
- ウ 受配電運転制御
- エ 給水関係運転制御
- オ 建築設備関係運転制御
- カ その他必要なもの

(4) データ処理機能

- ア ごみの搬入・搬出データ
- イ ごみ処理データ

- ウ 処理系統別の運転データ
- エ 受電等電力管理データ
- オ 各種プロセスデータ
- カ ユーティリティ使用量等データ
- キ 各機器の稼働状況のデータ
- ク アラーム発生記録
- ケ その他必要なデータ

(5) 一般計装センサー

次の計装機能を必要な箇所に適切に設置すること。

- ア 重量センサー等
- イ 温度、圧力センサー等
- ウ ガス検知、火災検知等
- エ 流量計、流速計等
- オ 電流、電圧、電力量、力率等
- カ その他必要なもの

(6) I T V装置

I T V装置を必要な箇所に適切に設置すること。I T Vカメラの画像は、発注者が管理を行うものとする。なお、次の場所に設置するほか、車の接触も含め事故のおそれがある箇所等の施設運営上必要な個所について提案すること。

ア カメラ

(ア) 設置場所	ごみ計量機	[]台
	プラットホーム	[]台
	破碎機	[]台
	受入ホッパ	[]台
	積替・搬出設備室	[]台
	施設外周	[]台
	その他必要な箇所	[]台

(イ) 仕様 カラー、可動型、電動ズーム、防じん、録画

イ モニター

(ア) 設置場所 中央操作室 []台

(イ) 仕様 カラー、切替式、画面分割表示

第10節 雑設備

1 床洗浄装置

プラットフォーム及び搬出室に手動高圧洗浄機を設置すること。

- (1) 形 式 手動高圧洗浄機
- (2) 数 量 2基
- (3) 主要項目
 - ア 処理水量 []m³/min
 - イ 所要電動機 []kW
 - ウ 吐出圧力 []mmAq
- (4) 主要附属装置 必要な附属品一式

2 洗車設備

10t着脱装置付きコンテナ専用車が2台同時に洗車できるスペースを屋内に設置すること。
ただし、施設配置上これにより難しい場合は別途協議とする。

- (1) 形 式 手動高圧洗浄機
- (2) 数 量 2基
- (3) 主要項目
 - ア 処理水量 []m³/min
 - イ 所要電動機 []kW
 - ウ 吐出圧力 []mmAq
- (4) 主要附属装置 必要な附属品一式

3 作業工具類

本施設の保守点検に必要な工具機械類、作業工具類一式を備え、収納用の棚を設置すること。
なお、納入する作業工具類等は事前にリストを発注者に提出し、承認を得ること。

- (1) 工具機械類 一式
- (2) 作業工具類 一式
- (3) 収納棚 一式

4 雑用空気圧縮機

本施設の清掃及びメンテナンス時に使用する圧縮空気を製造するための雑用空気圧縮機を設置すること。

- (1) 形 式 []
- (2) 数 量 []基
- (3) 主要項目（1基につき）
 - ア 吐出空気量 []m³/min
 - イ 吐出圧力 []Pa
 - ウ 電動機 []kW
- (4) 主要附属装置 空気槽[]m³

5 ホイスト設備（必要な場合）

機器の補修時等必要な箇所に設置すること。

- (1) 保全用ホイスト
- (2) 形 式 電動走行型ホイスト
- (3) 数 量 []基
- (4) 吊上げ荷重 []t
- (5) 揚 程 []m
- (6) 操作方式 []
- (7) 電 動 機 []kW

第3章 土木建築工事仕様

第1節 計画基本事項

本施設は機能性及び経済性に優れた施設とし、土木建築工事については各種関係法令に準拠した設計及び施工とすること。本仕様は本施設の整備に当たり、発注者の意図を反映させ、機能性、経済性の高い合理的な施設とするために必要な土木建築工事の基本事項を定めたものである。

1 計画概要

(1) 工事範囲

本工事範囲は次のとおりとする。なお、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の対策工事は工事範囲外（別途工事）とし、発注者と受注者において工事工程等を調整するものとする。

- ア 中継施設棟（事務室等を含む）
- イ 洗車場
- ウ 駐車場及びコンテナ保管スペース
- エ その他土木工事及び外構工事
- オ 焼却施設解体撤去・残置物等撤去工事

(2) 仮設計画

受注者は、工事着工前に仮設計画書を発注者に提出し、承認を得ること。

ア 仮囲い

工事区域を明確にし、工事現場内の安全と第三者の侵入を防ぐため、整備計画予定地の必要箇所に仮囲いを施工すること。なお、仮囲い等は、工事における不快感を低減するものとする。

イ 工事用電力、電話及び用水

正式引渡までの工事用電力、電話及び用水は受注者の負担とする。

また、発注者の令和7年3月の契約電力解約後から煙突の航空障害灯の機能を必要としなくなる期間までは、受注者が航空障害灯に電力を供給し機能維持に努めること。

ウ 仮設事務所

受注者の現場事務所には、発注者が別途委託する施工監理者の事務所を整備し、空調設備、電気設備等を設けること。また、施工監理に必要な事務備品（机、ロッカー、テーブル、什器等）及びヘルボードを受注者の負担により用意すること。

なお、施工監理者のスペースを含む現場事務所の光熱費等は、受注者の負担とする。

(3) 安全対策

受注者は、その責任において工事中の安全に十分配慮し、工事車両の運行を含む周辺交通安全、防火防災を含む現場安全管理に万全の対策を講じること。

工事車両の出入りによる交通障害等に配慮すること。また、工事用車両は洗車を行い、車輪、車体に附着した土砂を十分に落とした後、退出すること。整備計画地周辺及び工事車両が走行する道路が土砂により汚損した場合、受注者は洗浄などの適切な措置を行うこと。なお、この場合、汚損の原因者が不明な場合も含むものとする。

(4) 測量及び地質調査

整備計画地周辺の測量調査及び地質調査資料は、添付資料「4 鎌倉市名越中継施設整備発注支援等業務委託（測量調査業務）報告書」及び「5 鎌倉市名越中継施設整備発注支援等業務委託（地質調査業務）報告書」による。必要に応じて受注者負担により追加調査を実施すること。

2 施設配置計画

(1) 一般事項

ア 搬出入車両や一般車両、運転員の動線を考慮して合理的に配置するとともに、定期補修整備などの際に必要なスペースや機器の搬出入手段に配慮すること。

イ 周辺環境との調和を図るとともに、施設の機能性、経済性及び合理性を迫及すること。

ウ バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮すること。

(2) 動線計画

本施設に搬出入車両が集中した場合でも、周辺道路の通行に支障のないよう動線計画を立案すること。搬出入車両、一般車両等が安全かつ円滑に交通が図られるものとし、搬出入車両等の動線は可能な範囲で交錯しないよう配慮すること。また、周辺道路環境への影響を抑えるため、混雑時の車両待避場所を確保すること。

第2節 建築工事

1 全体計画

(1) 設計方針

- ア 本施設の建築計画は、明るく清潔なイメージ、機能的なレイアウト、快適安全な室内環境、部位に応じた耐久性等に留意し、各部のバランスを保った合理的なものとする。
- イ 本施設は一般の建築物と異なり、騒音、振動、臭気等の発生や、特殊な機器等を含み、これらを機能的かつ経済的なものとするため、バランスのとれたプラント機器の配置計画及び設備計画とすること。
- ウ 本施設の立地条件を考慮し、名越隧道出口からの視界確保を考慮した配置計画とすること。
- エ 機種、機能、目的の類似した機器はできるだけ集約配置することにより、点検整備作業の効率化と緊急時の迅速な対応に配慮した計画すること。
- オ 運転員の日常点検作業の動線、補修、整備作業及び工事所要スペースを確保するとともに、主要通路は原則として行き止まりにせず、2方向避難を確保すること。
- カ 「官庁施設の総合耐震計画基準」及び「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」に準拠し、構造体をⅡ類、建築非構造体をB類、建築設備を乙類とすること。
- キ 建築物の構造計算に当たっては、建築基準法、その他の関係法令、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年版（一般社団法人 公共建築協会）に準拠すること。
- ク 法規、基準、規則は関係法令等によるほか、次の規格等を遵守すること。
 - (ア) 日本建築学会規程及び鋼構造設計規準
 - (イ) 国土交通大臣官房官庁営繕部建築工事標準要求水準書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
 - (ウ) 国土交通大臣官房官庁営繕部建築構造設計基準
 - (エ) その他の関連法令等

(2) 平面計画

- 各種設備の機器を収容する各室は、処理フローに沿って設けること。
- 当該室は、平面的だけでなく、配管、配線、ダクト類の占めるスペースや機器の保守点検に必要な空間を含め、立体的に捉えた配置とすること。

ア 受入供給設備

(ア) 斜路

- a 斜路幅員は、対面通行の場合は6 m以上、一方通行の場合は3.5 m以上とし、一方通行とする場合は信号機を設置する等の安全対策を講じるとともに、搬出車両が支障なく通行することができる幅員を確保すること。
- b 斜路勾配は最大勾配 12%以下とし、滑り止めを施したコンクリート舗装とすること。
- c 斜路の屈曲部は、塵芥車等搬出車両を5 m以上の内法半径で回転させることができる構造とすること。

d 計量法に基づく、神奈川県計量検定所の専用車両が通行でき検定が実施できる幅員、屈曲、傾斜を考慮すること。なお、計量検定は、平日の12時～13時以外の当該施設運転時間内に実施することが神奈川県検定所より指定されているため、速やかな検定が実施できるスペースを確保すること。

(イ) プラットホーム

- a ごみ投入作業が容易かつ安全にできるものとし、搬出入車両の渋滞等が生じないよう十分な面積を確保すること。また、ごみ投入作業時の塵芥車等は建屋内に収容すること。
- b 床面は鉄筋コンクリート舗装とし、適切な水勾配をもたせること。
- c 受入ホッパ手前には、搬入車両や運転員等の落下防止対策を講じること。
- d ごみ以外の投入を防止するため、適切な対策を講じること。

(ウ) 関係諸室

次の関係諸室等を必要に応じ計画すること。また、事務室は必要各所との適切な連絡手段を確保すること。

室名	備品類
委託会社事務室 中央操作室を兼ねる (空調機あり)	事務机・椅子(4個:必要数)、放送設備、火災報知設備、中央監視装置、その他必要なスペース及び設備等
市職員事務室 (空調機あり)	3名収容
食堂(空調機あり) 休憩室、会議室を兼ねる	10名収容 給湯機能設備(一式) (流し混合水栓、流し台、温水器(電気又はガス))
トイレ	建物内 ・男性用 洗面器(1台)、鏡(洗面器とセット) 小便器(1基)、大便器(洋便器、温水温便座付)(2基) 清掃用具及び用具入れ(1台) ・女性用 洗面器(1台)、鏡(洗面器とセット) 大便器(洋便器、温水温便座付)(1基)、 ・清掃用具及び用具入れ(1台)、清掃用流し台(1台)
	建物外 ・男性用 小便器(1基) ・ユニバーサルトイレ 洗面器(1台)、鏡(洗面器とセット) ユニバーサルトイレ(洋便器、温水温便座付)(1基) ・清掃用具及び用具入れ(1台) ・清掃用流し台(1台)
更衣室 (空調機あり)	男性用
	女性用
書庫(市職員用)	10m ² 程度

備品倉庫(市職員用)	10m ² 程度
屋外手洗い場	手洗(5口)
付帯設備	建築電気、消防設備、放送設備、建築機械(空調、換気)、都市ガス、上下水道

(エ) 什器、備品類

本施設の維持管理に必要な什器及び次の備品類を一式納入すること。また、納入する什器及び備品類は事前にリストを提出すること。

- a ブラインド
- b 下駄箱
- c 郵便受
- d 傘立て
- e ロッカー(委託会社分)
- f 書棚
- g その他各室に必要な事務備品一式

イ 外構、その他

(ア) 洗車場

洗車台数は2台(10t 着脱装置付きコンテナ専用車)を原則とし、洗車された汚水の飛散防止のために隔壁を設けること。

(イ) 10t 着脱装置付きコンテナ専用車及びコンテナ保管スペース 60t 以上

- a 10t 着脱式コンテナ専用車の保管台数 []台
- b 予備コンテナ保管台数 []台
- c 一時貯留量はホップ貯留及び予備コンテナの合計量とする。

(ウ) 仮置場 25 m²以上(屋外可)

一般車両の一時駐車、荷下ろし、市収集車両等への積み込み、その他一時保管場所としての利用が図られるよう配置すること。

(エ) 地域住民還元策

地域住民への還元策は、中継施設の機能に必要な建築面積を踏まえつつ、次の設備及び機能の他、災害時のサポート機能を整備・準備すること。

- a 備蓄倉庫 15 m²程度
- b 非常時の電力供給設備(発電設備・充電設備)

2 構造計画

(1) 基本方針

ア 建築物は、上部・下部構造とも十分な強度を有する構造とすること。

イ 振動を伴う機械は、十分な防振対策を講じること。

(2) 基礎構造

ア 建築物の基礎は、地盤条件に応じ、荷重の遍在による不等沈下を生じない構造とすること。

イ 杭が必要な場合の工法は、荷重条件、地質条件、施工条件を考慮し、地震等風圧時の水

平力をも十分に考慮すること。

(3) 躯体構造

ア 重量の大きな機器を支持する架構は、十分な強度、剛性を確保するとともに、地震時にも十分安全な構造とすること。

イ 設備室の架構は、強度、剛性を確保するとともに軽量化に努め、屋根面、壁面の剛性を確保して地震時の変位にも有害な変形にならない構造とすること。

(4) 一般構造

ア 屋根

(ア) 屋根は十分な強度を有し、雨仕舞と耐久性を考慮するとともに、軽量化に努めること。特にプラットホームの屋根は、気密性を確保し、臭気が漏れない構造とすること。

イ 外壁

(ア) 構造はRC造又は鉄骨造とすること。

(イ) 耐震壁、筋かい等を有効に配置すること。

(ウ) 景観に配慮した意匠とすること。

ウ 床

(ア) 重量の大きな機器や振動を発生する設備が載る床は、小梁を有効に配置するとともに、床板を厚くし、構造強度を確保すること。

(イ) 機械室の床は、清掃や水洗等を考慮した構造とすること。

(ウ) プラットホームは搬出入車両が安全に通行できる構造強度を確保すること。

エ 内壁

(ア) 各室の区画壁は、要求される性能や用途上生じる要求（防火、防臭、防音、耐震、防煙）を満足すること。

(イ) 不燃材料、防音材料などは、それぞれ必要な機能を満足するとともに、用途に応じて表面強度や吸音性など他の機能も考慮すること。

(ウ) プラットホームは採光用（開閉不可）窓もしくは窓を設置しないこと。

オ 建具

(ア) 外部に面する建具は、耐風、降雨、塩害を考慮した、気密性の高いものとする。

(イ) 扉はスチール製、窓はアルミ製とすること。

(ウ) ガラスは十分な強度を有し、台風時の風圧にも耐えるものとする。

(エ) 断熱材（硬質ウレタンフォーム等）、複層ガラス（真空ペアガラス等）等エネルギー効率の高い資材の使用を検討すること。

3 仕上計画

(1) 外部仕上

鎌倉景観地区（沿道住宅地）における建築物の形態意匠の制限を十分に考慮し、外観の色調等にも配慮すること。

ア 周辺環境に適合した仕上げ計画とする。違和感のない清潔感のあるものとする。

イ 材料は、経年変化が少なく、耐久性の高いものとする。

(2) 内部仕上

ア 各室の機能、用途に応じて必要な仕上げを行うこと。

イ 温度、湿度等、環境の状況を十分に考慮し、薬品、油脂、水洗等それぞれの作業に応じた仕上げとすること。

ウ 居室部分についてはシックハウス対策を講じること。

4 建築仕様

(1) 中継施設棟

ア 構造 []

イ 外壁 []

ウ 屋根 []

エ 建具

(ア) 扉 []

(イ) 窓 []

(ウ) シャッター []

オ 建屋規模

(ア) 建築面積 []m²

(イ) 建築延床面積 []m²：地下水槽類は除く

(ウ) 軒高 []m

カ その他

(ア) 階段 2か所以上

(2) 洗車場

ア 構造 []

イ 寸法 幅[]m × 長さ[]m × 高さ[]m

ウ 面積 []m²

第3節 建築設備工事

1 空気調和設備工事

本施設の居室ごとに個別冷暖房設備を設置すること（セントラル空調方式は不可）。また、高効率空調機（業務用エアコンディショナー）、全熱交換器の導入を検討すること。

2 換気設備工事

事務室、給湯室、トイレ等に換気性能、省エネに配慮した換気設備を設置すること。

3 給排水衛生設備工事

必要な各所に給排水設置を設置すること。

(1) 給水設備工事

ア 給水の用途は次のとおりとする。

項目	用途	備考
生活用水	飲料用、手洗用、トイレ等	配管より給水
プラント用水	床洗浄用、洗車用等	受水槽より給水 (配管より給水も可とする)

イ 給水量

生活用水は、運転管理に必要な人員から算出すること。

ウ 配水管

本管以降の配水管を新設すること。

(2) 受水槽

本施設に必要な容量の受水槽を新設すること。なお、使用水量から想定して支障がなければ配管より直接給水も可とする。

(3) 衛生器具

必要な箇所に衛生器具及び水栓類を設置すること。

(4) 排水設備工事

下水道排除基準以下にした上で公共下水道（污水）に放流すること。

4 消火設備工事

本設備は消防法規、条例等を遵守し、実施設計に際しては所轄の消防署と協議の上、必要設備を設置すること。

なお、所轄消防署との協議の結果に関らず、火災が想定される箇所（搬出車両を含む）には、発注者と協議の上、必要な対策を実施すること。

5 屋外灯設備工事

本施設の運営上支障が生じない照度を確保できる数量を、適所に配置すること。照明はLED照明とし、清掃・交換等維持管理が容易で、灯具の選定は周辺との調和を考慮するとともに、デザイン的にも優れたものとする。

6 再生可能エネルギー設備工事

(1) 太陽光発電設備工事

- ア 形 式 []
- イ 数 量 一式
- ウ 発電出力 []kW 以上
- エ 設置面積 []m²
- オ 構 成 []
- カ そ の 他 メンテナンス用階段

(2) 特記事項

- ア 本市の地球温暖化対策及びエネルギー施策を鑑み、整備計画地の立地条件等を踏まえ、可能な限り太陽光発電設備の導入に努めること。
- イ 平常時は事務所機能部分の照明設備等に積極的に利用すること。
- ウ 災害時には地域住民への電力供給等の災害サポート機能としての利用に供すること。
- エ 利用用途を踏まえ、蓄電池の設置等についても検討すること。

7 テレビ共聴設備工事

(1) アンテナ

- (2) アンテナ端子設置箇所 []箇所

第4節 土木工事及び外構工事

1 土木工事

- (1) 盛土は構造物の設置に支障とならないよう十分締め固め、残留沈下、不等沈下を生じないように施工すること。
- (2) 工事に支障を及ぼす湧水、雨水等の排水計画、掘削面に異常が起こらないように十分に検討し、施工すること。万一、施工中に大雨等で土砂構造物等に損害が生じ、補修の必要な場合は、受注者の経費負担で復旧すること。
- (3) 掘削は、構造物の施工に支障のないよう、必要に応じた土留工、締切工等により所定の深さまで掘り下げ、床付け面は機械と人力を併用し、平滑に仕上げること。
- (4) 埋戻しは、作業に適した機材を用い、残留沈下が生じないように十分に締め固めること。また、所定の埋戻し材料が適切でないと判断される場合は、受注者の経費負担で残土を処分すること。
- (5) 残土は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。）の規定を遵守すること。ただし、汚染土壌は土壌汚染対策法を順守すること。
- (6) 廃材等の処分は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を遵守すること。
- (7) 歴史的埋蔵文化財が発見された場合、発注者の指示に従うこと。

2 土木工事仕様

- (1) 杭工事（必要に応じて）
 - ア 杭打工法 []工法
 - イ 杭 長 []m
 - ウ 杭 材質 []杭
 - エ 杭 径 []mm
 - オ 本 数 []本
- (2) 地盤改良工事（必要に応じて）
 - ア 改良工法 []工法
 - イ 改良強度 []kN/m²
 - ウ 改良範囲 面積 []m²
厚さ []m

3 外構工事

外構施設については敷地の地形、地質、周辺環境との調和を考慮した合理的な設備とし、施工及び維持管理の容易さ、経済性等を考慮すること。なお、既設設備は原則撤去とするが、流用する場合は、安全性及び本施設の稼働終了まで問題なく機能を維持できることについて、本市が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 門扉
進入、退出口に門扉を設置すること。

(2) 囲障

必要に応じて敷地境界線上等にフェンスを設置すること。また、トンネル（名越隧道）からの視認性に十分配慮した構造とすること。

(3) 構内通路

ア 十分な強度と耐久性を持つ構造及び無理のない動線とし、必要に応じて白線、道路標識、案内板、カーブミラー及び標示を設置し、交通安全を図ること。

イ 構内通路はアスファルト舗装とし、構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房営繕部建築課）、舗装設計施工指針（公益社団法人 日本道路協会編）に基づく設計とすること。また、舗装工は事前にCBR試験を行い、その結果に基づいて仕様を決定すること。

ウ 右折入庫時の車両滞留対策として、収集車両・中継車両入口（県道側）を平坦になるよう施工すること。

(4) 構内排水設備

ア 形質変更可能範囲内に適切な排水設備を設け、位置、寸法、勾配、耐圧に注意し、不等沈下、漏水のない計画とすること。雨水排水については、既存の排水ルート等に準じるものとし、効率的な排水排除が可能となる排水系統・ルート及び排水形式・構造断面とするとともに、排水形式・構造断面は、基準に適合したものとすること。

イ 排水溝は、U型、L型のコンクリート二次製品を使用し、必要な箇所に排水柵を設けること。また、開渠及び柵には蓋を設けること。

ウ 暗渠排水管はVP管とすること。

(5) 緑化

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月25日条例第5号）に準じた有効な緑化に努め、将来において高木、中木、低木、地被植物等が一体となった良好な環境を形成すること。また、接道緑化は、特に緑視効果を高める配植を行い、緑化地には、必要に応じて土壌改良を施すこと。

(6) 滞留スペース

整備計画地の西側市道部分に、対向車とのすれ違いのための待避所を設置すること。

4 外構工事仕様

(1) 門扉工事

ア 仕様	形式	[]
	材質	[]
	幅	[]m
	高さ	[]m
イ 門 塀	材質	コンクリート
	仕上	一式

(2) 囲障工事

ア 仕様 形式 ネットフェンス
材質 []
高さ []m

(3) 構内道路工事

ア 構造 アスファルト舗装
イ 舗装面積 []m²
ウ 舗装仕様 設計 CBR[]
舗装厚 []cm
路盤厚 []cm

エ 安全器具 一式

(4) 構内排水設備工事

ア 排水溝 []
イ 排水管 []
ウ 附属設備 一式

(5) 植栽工事

ア 仕様 []
イ 張芝面積 []m²
ウ 植樹 植樹面積[]m²

(6) 駐車場工事

ア 構造 アスファルト舗装
イ 舗装面積 []m²
ウ 必要台数 一般車 []台
搬出車両 (10t 着脱式装置付きコンテナ専用車及びコンテナ保管
スペース) []台

第5節 焼却施設解体撤去・残置物等撤去工事

1 撤去工事

本工事は、名越クリーンセンター（ごみ焼却場）及び同敷地内の関連施設を解体・撤去するものである。

本施設は、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、通風設備、灰出し設備、排水処理設備、煙突等がダイオキシン類に汚染されているおそれがあり、これらの解体に伴いダイオキシン類が作業場全体に拡散するのを未然に防止する必要がある。

解体・撤去工事においては、ダイオキシン類及びアスベスト類が周辺に拡散しないよう焼却施設解体作業場全体又は解体作業場が施設建物の一区画で他と隔離できる場合はその区画について対策を講じるほか、作業前の焼却施設・汚染状況の分析評価、作業時における適切な保護具の使用等作業管理を内容とした「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」並びに関係諸法令・諸規則に遵守して施工すると共に、ダイオキシン類等による生活環境の汚染の未然防止に努めるものとする。なお、撤去工事期間中は周辺環境（騒音、振動、粉じん）に十分に配慮し、低騒音・低振動重機の採用や当該工事中の騒音、振動等の測定・モニタリング方法等を発注者と十分に協議の上、実施すること。

なお、名越クリーンセンター焼却停止後に添付資料「11 名越クリーンセンター焼却施設閉鎖業務委託仕様書」のとおり、既存施設の清掃及び一部撤去等を行うことから、当該作業も反映した解体計画とすること。

(1) 基本的事項

解体撤去に伴って発生する廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、適正に処理・処分すること。発生する廃棄物については、分別後、金属類、コンクリートガラ等は、可能な限り再資源化を図ること。なお、解体に先立ち、ダイオキシン類及び重金属類調査を実施すること。

(2) 範囲

撤去工事範囲は添付資料「10 名越クリーンセンター精密機能検査報告書（残置物等撤去工事参考資料）」及び第5節2に示すとおりであり、対象範囲外の残置物等が確認された場合は別途、発注者と協議すること。

(3) 解体撤去の方法

解体撤去の方法等について、発注者に施工計画書を提出すること。

2 一般共通事項

(1) 工事主要目

ア 立地条件

(ア) 地形

添付図面参照

(イ) 法規制状況

a 地域・地区等：第1種住居地域

土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法施行令第3条の規定）

イ 解体・撤去対象施設概要

(ア) 焼却施設の概要

- a 施設名称 名越クリーンセンター
- b 主要用途 ごみ焼却場
- c 焼却能力 150 t / 日 (75 t / 24 h × 2 炉)
- d 炉形式 全連続焼却ストーカ式
- e 煙突 外筒：鉄筋コンクリート製角型
内筒：鋼板製 2 筒、内部ライニング 地上 90m

(イ) 解体撤去対象内外施設面積

a 解体対象施設構造・階数・延床面積

施設	構造	階数	延床面積
焼却処理棟	鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	地下 1 階 地上 4 階建	1,815.5 m ²
増設棟	鉄骨造	地上 3 階建	372.4 m ²
管理棟	鉄筋コンクリート造	地上 4 階建	727.5 m ²
煙突	鉄筋コンクリート造	地上 90m	—
第一計量棟	鉄骨造	地上 1 階	12.3 m ²
第二計量棟	鉄骨造	地上 1 階	145.4 m ²
危険物倉庫	鉄筋コンクリート造	地上 1 階	6 m ²
倉庫	市販の物置	地上 1 階	9 m ²
洗車場	鉄筋コンクリート造	地上 1 階	84 m ²
汚水槽・汚水柵一式	鉄筋コンクリート造	地上 1 階	23 m ²

(ウ) 撤去対象主要焼却設備概要

設備別	主な仕様	数量
受入供給設備	ごみ計量機：W2.7m×L6.5m	2基
	ごみピット：鉄筋コンクリート造 容積 1,000m ³ ごみ投入扉：観音開き式 ごみ供給クレーン：グラブバケット付天井走行クレーン 容量 2.0m ³ 、径間 12.2m	1式 3組
燃焼設備	破碎機：50t/5h W3.5m×L10.9m×H3.9m	2基
	金属圧縮機：10t/日 (2t/h) W1.5m×L4.8m×H2.8m	1基
	投入ホッパ：鋼板製角型 容積 約6m ³ /基	1基
	給じん装置：油圧プッシャ式	2基
	焼却炉本体：交流式、再燃焼室一体型 容量 53m ³	2炉
	燃焼ストーカ：逆送式 火格子面積 11.24m ²	2基
	二次燃焼室：容量約47m ³	2炉
	灯油ストレージタンク：屋外式 容量 5kl	1基
	灯油ポンプ：ギヤーポンプ 590ℓ/h 0.4kW	2台
	助燃バーナ：ロータリーバーナ 210ℓ/h	2台
再燃焼バーナ：ロータリーバーナ 239ℓ/h	2台	
灯油タンク：旧埋設タンク(15m ³)及び屋外タンク(5m ³)	2台	

燃焼ガス冷却設備	ガス冷却室：水噴射式 容積 約38m ³ /基 噴射水加圧ポンプ：横型多段遠心式 8m ³ /h 18.5kW	2基 2台
排ガス処理設備	減温塔：水噴射式 鋼板製溶接構造円筒形 有効容積約91m ³ 減温水噴霧ポンプ：横型渦巻式 7m ³ /h 5.7kW 減温水噴霧用空気圧縮機：水冷スクリュ式 12.4m ³ /min 75kW ろ過式集じん器：ろ布面積約1,400m ² 寸法5.8×9.9×8.1m (ろ布及びリテーナは抜き取り場内保管) 逆洗用空気圧縮機：水冷スクリュ式 3.7m ³ /min 22kW 有害ガス除去装置：乾式 消石灰、活性炭、特殊反応助剤 消石灰サイロ：鋼板製溶接構造円筒形 容積 50m ³ 特殊反応助剤・活性炭サイロ(一体型)：鋼板製溶接構造半円筒形 容積 各15m ³ 各定量供給装置：テーブルフィーダ式 0.75kW 薬品供給ブロワ：ルーツ式 22.7m ³ /min 11kW 脱硝設備： アンモニア水貯留タンク 鋼板製溶接構造円筒形 容積10m ³ 供給ポンプ 直動ダイヤフラムポンプ 100ℓ/h 0.2kW	2基 2基 3基 2基 2基 2炉分 1基 1基 2炉分 3基 1基 2基
余熱利用設備	温水発生用熱交換器：強制循環型フィンチューブ式 圧力配管用炭素鋼管 約36m ³ /h 温水タンク：鋼板製溶接構造円筒形 容積 10m ³ 温水循環ポンプ：ラインポンプ 36m ³ /h 2.2kW	2基 1基 2基
通風設備	押込送風機：片吸込横置ターボ型 400m ³ /min 75kW 二次送風機：片吸込横置ターボ型 169m ³ /min 11kW 誘引通風機：片吸込横置ターボ型 1,400m ³ /min 240kW 空気予熱器：ガス式空気予熱器 風道：溶接鋼板製 SS 3.2mm 煙道：溶接鋼板製 SS 4.5mm 煙突：外筒 鉄筋コンクリート製角型 内筒 鋼板製2筒(全高内部ライニング) 頂部φ0.74m 平均φ0.9m 高さ 90m 頂部は閉止板取付済み	2基 2基 2基 2基 2基分 2基分 1基 2筒
灰出し設備	灰押出装置：油圧往復動式 1t/h 灰ピット：防水鉄筋コンクリート造 容積 100m ³ 灰クレーン：屋内用搭乗運転方式 つかみ量 1.0m ³ 径間 1.5m 減温塔ダスト搬送コンベヤ：チェンフライトコンベヤ 750kg/h 1.5kW ろ過式集じん器下部コンベヤ：チェンフライトコンベヤ 300kg/h 1.5kW ろ過式集じん器ダスト搬送コンベヤ：スネークコンベヤ 750kg/h 0.75kW 集じん灰搬送コンベヤ：スネークコンベヤ 750kg/h 0.75kW、1.5kW 集じん灰定量供給装置：スクリュコンベヤ 110~430kg/h 0.75kW 処理物搬送コンベヤ：ベルトコンベヤ 430kg/h 0.75kW 混練機：二軸混練式 430kg/h 30kW 集じん灰貯槽：鋼板製角型 容量 1.5m ³	2基 1基 1基 2基 2基 2基 2基 1基 1基 2基 1基 2基 1基

有害ガス設備制御盤	1面
計装設備電磁制御盤	1面
計装設備電磁制御盤 (PLC収納盤)	1面
1号押込送風機インバータ盤	1面
2号押込送風機インバータ盤	1面
直流電源装置	1面
1号誘引送風機インバータ盤	2面
2号誘引送風機インバータ盤	2面
1号NOx, SO2, CO, O2, Hcl, ばいじん分析計	1面
2号NOx, SO2, CO, O2, Hcl, ばいじん分析計	1面
1号炉ストーカ制御盤	1面
2号炉ストーカ制御盤	1面
他現場制御盤	1式
現場操作盤	1式

(1) 主要な改修履歴の概要

平成12年度～平成14年度 ダイオキシソ類削減等対策工事

- a 再燃焼バーナ設置
- b 給じん装置改造
- c 減温塔、ろ過式集じん器設置
- d 乾式有害ガス除去装置、活性炭供給装置設置
- e 飛灰処理装置改造
- f 電気集じん器撤去

平成24年度～平成27年度 基幹的設備改良工事 (延命化対策工事)

- a ガス冷却室改造
- b 省エネルギータイプの装置や高効率電動機への交換等

(2) 一般事項

ア 施工中の環境保全等

各種法律等に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努めること。

イ 発生材の処理

解体工事に伴い発生する建設副産物は全て構外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等によるほか、副産物処理要綱に従い適切に処理し、発注者に報告すること。

(3) 工事範囲

ア 工事範囲

本解体工事は、現存するごみ焼却施設を撤去するものであり、その対象となる工事範囲は次の範囲を想定している。

(ア) 直接仮設工事

- a 足場費
- b 養生費
- c 付着物除去・洗浄費 (機器損料、運転費含む)

- d 建築洗浄費
 - e 洗浄排水処理費（機器損料、運転費含む）
 - f 運搬費
 - g その他費用
- (イ) プラント機械設備解体・撤去工事
- 機器には、機器本体のほか付属機器、鉄骨架台、階段、付属ダクト、配管、弁、配線、基礎等全てを含む。
- a 受入れ、供給設備
 - b 燃焼設備
 - c 燃焼ガス冷却設備
 - d 排ガス処理設備
 - e 通風設備
 - f 灰出し設備
 - g 給水設備
 - h 排水処理設備
 - i 電気設備
 - j 計装設備
 - k 付帯設備
- (ウ) 建築物解体・撤去工事
- a 焼却処理棟
 - b 増設棟
 - c 煙突
 - d 管理棟
 - e 計量棟（2棟）
 - f 危険物倉庫、倉庫
 - g 洗車場・汚水槽一式
- (エ) 副産物処理・処分費
- a 産業廃棄物運搬費
 - b 産業廃棄物処分費
 - c 特別管理産業廃棄物運搬費
 - d 特別管理産業廃棄物処分費
 - e 解体物運搬費
 - f 解体物処分費
 - g スクラップ費
- (オ) 間接工事費
- a 共通仮設費
 - (a) 調査試験費
 - ① 汚染物サンプリング ダイオキシン類追加調査費(着工前)

- ② アスベスト追加調査費(着工前)
- ③ 付着物除染作業後作業環境ダイオキシン類、粉じん調査費
- ④ 処理作業中と処理作業後アスベスト粉じん調査費
- ⑤ 解体作業中作業環境ダイオキシン類調査費
- ⑥ 付着物除染作業中汚染空気集じん設備排気調査費
- ⑦ 解体作業中騒音・振動調査費
- ⑧ 解体作業中環境大気ダイオキシン類調査費
- ⑨ 着工前後周辺土壌調査費
- ⑩ 廃棄物ダイオキシン類及び重金属調査費
- ⑪ 血中濃度測定費

(b) ダイオキシン類ばく露防止対策仮設費

- ① 保護設備費(エアラインシステム、各種保護具等)
- ② 安全衛生管理費(エアシャワー、セキュリティルーム等)
- ③ 集じん排気処理費(機器損料、運転費含む)

(c) 工事施設共通仮設費

- ① 鋼板製仮囲い、パネルゲート等
- ② 交通誘導員

(d) その他共通仮設費

- b 現場管理費
- c 一般管理費

3 仮設工事

(1) 養生・仮囲い

ア 粉じん・騒音等の対策

- (ア) ダイオキシン類で汚染されている設備やアスベスト等有害物質を含有する設備の除染作業及び解体・撤去前には、汚染物が飛散することのないように設備全体を既設工場棟建物を完全目張りする等により養生すること。
- (イ) 建屋の解体に当たっては、周辺に粉じんが飛散することのないよう、又、解体作業中の騒音が周囲に漏れないように生活環境の保全に努めること。
- (ウ) ブレーカ、穿孔機、破碎機、圧砕機等による粉じん発生部に常時散水を行うこと。

(2) 仮設物

ア 監督員事務所、受注者事務所等

- (ア) 現場事務内に監督員の詰所を設置する。
- (イ) 受注者事務所、休憩所、便所等は、関係法令等に従って設けること。なお、作業員宿舎は、構内に設けないこと。
- (ウ) 工事現場の適切な場所に、工事名称、発注者等を示す表示板を設ける。
- (エ) 工事完成までに、工事用仮設物を取り除き、撤去跡及び付近の清掃、地均し等を行うこと。

イ 廃棄物一時仮置場

(ア) 解体工事に伴って発生する廃棄物は、ばいじん、燃え殻、がれきその他の廃棄物の種類ごとに分別し、廃棄物保管場所において容器、コンテナ等に適切に保管し、飛散及び流出のないようにすること。敷地内及び敷地外周辺地に、発注者の承諾の上、廃材仮置場及び有価物集積所を設けること。敷地外周辺地の用地借用に係る経費は受注者の負担とする。

(イ) 廃棄物保管場所は、水分を含んだ廃棄物から流出した水、汚染された廃棄物に触れた雨水等が地下に浸透しないための措置を講じると共に、周囲から雨水が侵入しないための措置を講じること。

(3) 工事用水・電力

ア 工事用水・電力

工事用水・電力とも構内既存の施設は利用できるが、費用は受注者の負担によるものとする。正式引渡までの工事用電力、電話及び水は受注者の負担とする。また、発注者の令和7年（2025年）3月の契約電力解約後から煙突の航空障害灯の機能を必要としなくなる期間までは、受注者が航空障害灯に電力を供給し機能維持に努めること。

4 解体施工

(1) 環境保全

ア ばいじん等飛散防止

(ア) 除染後のプラント機器類の解体工事に際して、解体箇所を既存の壁等及び屋根並びに仮設覆いにより隔離すると共に、作業を行う箇所ごとに隔離する等の飛散防止対策を実施すること。

(イ) プラント機器解体作業を行う場所の内部の空気は排気処理設備を設けた排風機により一定方向に誘引すると共に外部に対し減圧して行うこと。

(ウ) プラント機器解体作業は、湿潤化等によりばいじん等が飛散しないように措置を講じて行うこと。

イ 排気処理

(ア) 解体工事の作業を行う場所から発生する排気の処理の管理目標は、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）別表に掲げる大気の基準値とする。

(イ) 排気処理設備は、ばいじん等の除去の性能に支障が生じないように維持管理を行うこと。

ウ 汚水等流出防止

(ア) 汚染物の飛散防止のための湿潤化、汚染物を除去するための高圧洗浄等水を使用する作業を行う場合は、ダイオキシン類等で汚染された水の周囲への流出及び地下への浸透を防止するための措置を講じること。

(イ) 前述する作業を行う場所に溜まった汚水は、吸収材を用いての回収、排水処理設備の移流等により速やかに排除すること。

エ 汚水処理

- (ア) 解体工事により発生した汚水（除染等により発生するダイオキシン類を含む汚水、以下同じ）の処理は、貯留して産業廃棄物としての搬出、排水処理設備による処理後、下水道への排出又はその両方によること。
- (イ) 解体工事により発生した汚水を貯留して産業廃棄物として搬出する場合は、有害物質を含有する廃棄物の中間処理をすることができる処理業者に委託すること。
- (ウ) 解体工事により発生した汚水を排水処理設備により処理して下水道に排出する場合は、市の下水道管理者と協議の上、放流基準を満足すること。
- (エ) 排水処理設備は、排水処理に支障が生じないように維持管理を行うこと。

オ 廃棄物適正処理

受注者は、本工事によって発生する廃棄物の排出者としての責任に基づき、飛散及び流出を防止するため、次に掲げる措置を講じること。

- (ア) 廃棄物は、廃棄物保管場所であることを表示した場所に、ばいじん、燃えがら、がれき類、金属くず、廃プラスチック等の廃棄物の種類及び個体、液体、粉体等の性状ごとに分別し、飛散及び流出しない構造の容器、コンテナ、ピット等に廃棄物の種類等により適正に保管すること。
- (イ) 廃棄物の保管場所を屋外に設ける場合は、テント等により雨水対策を行うと共に、周囲から雨水が流入しないための措置を講じること。
- (ウ) 廃棄物の保管場所の底面は、水分を含んだ廃棄物から流出した水、汚染された廃棄物に触れた雨水等が地下に浸透しないための措置を講じること。
- (エ) 廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分については、委託する許可業者との書面による契約、マニフェスト交付等の手続きを確実に行之、廃棄物の適正処理を実施すること。
- (オ) 焼却施設から発生した廃棄物は、特別管理産業廃棄物（ばいじん、燃えがら及び汚泥以外の廃棄物については、有害物質を含む産業廃棄物）として取り扱うものとする。ただし、特別管理産業廃棄物等でないことを確認した場合はこの限りではない。

(2) 除染・解体手順及び方法

ア 除染・解体手順

解体手順は、必要に応じて地元近隣説明等事前措置を行ったのち、次による。ただし、解体施工の技術上これにより難しい場合は手順を変更し、発注者又は発注者が指示する監督員に報告すること。

- (ア) 着工前環境調査、アスベスト調査、ダイオキシン類追加的調査
- (イ) 各種届出
- (ウ) 準備・仮設工事
- (エ) 解体作業管理区域設置
- (オ) 汚染物除去作業
- (カ) 解体作業管理区域レベル変更
- (キ) プラント設備機器解体撤去

- (ク) 建物解体撤去
- (ケ) 埋戻し・整地
- (コ) 解体後環境調査

イ 解体作業管理区域の設定

ダイオキシン類の事前調査結果によるとバグフィルタの付着物及び堆積物において4,500pg-TEQ/gを超過していたため、炉室全体を「第3管理区域」とし、その他の管理区域は「第1管理区域」とする。

ウ 保護具選定に係る管理区域の設定

「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」に基づき管理区域に応じて保護具を選定すること。

エ 除染作業場所の分離養生

密閉養生、集じん装置、エアシャワールームで構成する。ダイオキシン類に汚染されている装置の除染作業及び解体工事中は、既存建物を利用して、窓、ドア、ガラリ、シャッター等の開口部は目張りテープ、プラスチックシート、発泡ウレタン等で隙間を埋めることにより周囲との分離養生を行うこと。又、管理区域が異なる場合には、間仕切壁等で同様に隔離養生する。

オ 汚染空気の清浄

作業場所隔離養生、換気及び負圧集じん設備で構成する。

- (ア) 管理区分：第3管理区域
- (イ) 換気回数：1時間当たり4回以上
- (ウ) 集じん装置能力・数量：受注者にて設定。
- (エ) 排気基準：大気環境基準値以下
- (オ) 集じん装置フィルタ：プレフィルタ、HEPAフィルタ、チャコールフィルタの三層構造
- (カ) その他換気設備：スポットクーラ(適宜設置)

カ 飛散防止対策

汚染物と粉じんの飛散を防止するために、作業場所を隔離養生し、換気設備・負圧集じん機を用いて作業箇所を負圧状態に保つと共に、常時散水することにより発生源を湿潤化し、汚染物や粉じんの飛散防止を図ること。湿潤化等によりばいじん等の飛散を防止する措置を講じた場合には、湿潤したばいじん等及び湿潤化に使用した水が飛散しないようにすること。負圧状況の管理は、微差圧計、スモークテスト、熱線風速計等により定期自主検査を実施し、確認すること。

キ セキュリティ施設

作業エリア外に、エアシャワールーム、靴底洗浄機、使用済み洗浄水貯水槽、作業員休憩室、保護具脱着室等のセキュリティ施設を設置すること。

ク 付着物除去作業

解体工事の前に、受注者は、労働安全衛生規則第592条の3に基づき、解体作業実施前に廃棄物焼却施設設備の内部に付着残存するダイオキシン類を含むばいじん等を除去した上で適正に処理すること。

当該付着物除去作業の際には、適切な措置を講じ、付着物除去結果の確認のため、付着物除去前後の写真撮影を入念に行い、その結果を提出すること。対象設備以外についても可能な限り洗浄を行うこと。

ケ 解体方法

受注者は、①作業前に測定した空気中のダイオキシン類濃度測定結果、②解体対象設備の汚染物のサンプリング調査結果、③付着物除去記録等を用いて、解体方法の決定を行うこと(第1～3管理区域)。その選定は協議により決定するが、解体の基本的な考え方は次のとおりとする。

- (ア) 管理区域内施設の各種設備は、付着物の除去を確認した後に解体を行う。第3管理区域内作業は、原則としてダイオキシン類濃度測定結果を確認して、第1管理区域に変更した後、解体作業を開始する。
- (イ) 汚染されていない設備は現地で極力分解する。
- (ウ) 管理区域内施設の解体は、火気を使用しない解体方法を基本とする。
- (エ) 管理区域内建物は、内部設備解体後に内部洗浄を行った上で解体する。

コ 解体工法

付着物除去作業同様、解体方法は受注者が独自に選定・決定すべき事項であるが、主要な解体工法は、手作業及び機械によるものとし、概ね次のとおりとする。ただし、解体施工の技術上これにより難しい場合は、発注者又は発注者が指示する監督員と協議の上、他の方法を採用するものとする。

- (ア) 焼却設備機器
油圧破碎機、鉄骨カッタ、ニブラ等で解体。耐火レンガは大型ブレーカで解体する。
- (イ) 煙道・風道
油圧破碎機で解体。
- (ウ) 煙突
煙突上部外筒は人力で破碎又はワイヤソー等で輪切りにして解体する。
- (エ) その他非汚染物、建物、工作物等
重機解体、ガス溶断等で解体する。

サ 躯体の解体

躯体の解体方法は、原則圧砕工法とする。ただし、それに加えて騒音、振動防止に優れた工法があればコストとともに提案すること。

- (ア) 階上からの作業による破碎解体は、次の a 及び b による。
 - a 解体は上階から順に、1層ごとに解体すること。
 - b 大スパンの場合、過荷重を避けるため、複数の重機等が集中することのないようにすること。
- (イ) 躯体の地上外周部の解体は、次の a 及び b による。
 - a 片持梁等が張り出している外周部は、外側への転倒を防止するため、張出し部分を先に解体するか又は適切な支持等を行うこと。
 - b 外周部を自立状態にする場合、その高さは2層分以下とし、安全性を確認する。

- (ウ) 地上外周部の転倒解体は、次の a から d により、速やかに一連の作業を終了させる。
 - a 転倒解体によるコンクリート塊等の飛散、落下等による安全性に留意する。
 - b 高さは1層分以下とする。
 - c 1回の転倒解体部分（以下「転倒体」という。）は、原則として、柱2本以上を含み、幅は1～2スパン程度とする。
 - d 転倒体の壁の縁切り、柱脚部の転倒支点の欠き込み等に当たっては、事前に転倒防止措置を講じる。
- (エ) 地下階の破碎解体は、工事中に異常沈下等による災害が発生しないよう、災害防止上必要な措置を講じる。
- (オ) 異種構造、増改築部等の解体に当たっては、接合部の強度等に十分注意し、安全確保に努める。

シ 基礎等の解体

- (ア) 基礎等は、騒音・振動等に配慮し、分別解体すること。
- (イ) 解体に際しては、周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法とし、関係法令等に従い、適切な法面又は山留めを設けること。
- (ウ) 解体箇所付近に近接して、崩壊又は破損の恐れのある建築物、埋設物等がある場合は、損傷を及ぼさないよう処置する。

ス 構内舗装等

- (ア) 舗装アスファルトコンクリート、舗装コンクリート、門扉、フェンス等は、仮囲いの範囲内において原則全て解体・撤去し、その跡を整地する。
- (イ) 敷地内の樹木等は、原則仮囲いの範囲内において全て伐採抜根する。

セ 地下埋設物及び埋設配管

- (ア) 地下埋設物及び埋設配管は、仮囲いの範囲内において解体・撤去することとするが、高圧ケーブルが埋設されている箇所がある場合は、掘削時には十分注意し、必要に応じて電力会社の埋設確認を要請すること。

(3) 解体後の整地

ア 埋戻し及び整地

解体後は必要に応じて埋戻し、十分に転圧を行うこと。

4 解体に伴う環境保全対策

(1) 環境調査

ア 調査項目

環境調査項目は次頁に示すとおりとするが、調査項目や検体数は、関係機関の指示がある場合はそれに従って実施すること。受注者は発注者に対し、事前に調査の計画を提出し、調査の各段階においては調査結果の説明を行い、次工程に進むこと。

なお、解体工事中の環境測定については、作業中の騒音・振動値及び粉じん濃度の確認のため、民家側の1地点において敷地境界線における解体作業中の連続モニタリング監視を行い、地元住民に向けて施設入口門扉付近にその数値を公開すること。また、基準値を

超過した時の警告表示ができるシステムも併せて設けること。

また、アスベスト事前調査については、令和3年(2021年)4月改正の「大気汚染防止法」ほか最新の関係法令等を遵守し、別途提示する調査報告書を確認すると共に必要であれば追加事前調査を実施すること。

環境調査内容

調査項目	着工前	工事中	工事後
汚染物のサンプリング追加調査(>3ng-TEQ/kg)	汚染物ダイオキシン類、アスベスト調査	—	—
除去作業前環境調査	アスベスト粉じん濃度処理作業室内及び敷地境界	—	—
付着物除染作業中環境調査 解体作業中環境調査	—	作業場空気中のダイオキシン類濃度の測定、総粉じん濃度(除染後及び解体中)及び処理作業中と処理作業後のアスベスト粉じん濃度 汚染空気の集じん設備出口ダイオキシン類濃度、粉じん量及びアスベスト粉じん濃度の監視 敷地境界線にて騒音・振動調査1回以上	—
除去解体汚染物調査	—	汚染物除去後ダイオキシン類、重金属類	—
洗浄処理水調査	—	洗浄処理水(ダイオキシン類、排水基準における生活環境項目及び健康項目)及び汚泥(ダイオキシン類、重金属8項目)の濃度	—
廃棄物調査	—	耐火材、コンクリート、堆積物、付着物等(ダイオキシン類、重金属8項目)	
土壌調査	標準砂による土壌のダイオキシン類及び重金属類(第二特定有害物質、溶出量10項目、含有量9項目)調査	土壌汚染対策法に基づく建屋下部の土壌調査(市所掌)	標準砂による敷地境界内4地点の土壌のダイオキシン類及び重金属類(第二特定有害物質、溶出量10項目、含有量9項目)調査

周辺環境大気質調査	—	敷地内 4 地点の環境 大気ダイオキシン類 24 時間連続 1 日間調 査 敷地内 4 地点のアス ベスト粉じん濃度	—
血中濃度調査	作業員血液中ダイオ キシン類濃度調査	—	作業員血液中ダイオ キシン類濃度調査
モニタリング調査		敷地境界線にて騒 音・振動・大気測定 を常時 1 箇所にて連 続モニタリング監視	

第6節 土壤汚染対策工事（汚染が確認された場合）

1 土壤汚染対策

本施設の整備は、後日実施する土壤汚染調査等の結果を踏まえ、必要に応じて土壤汚染対策を行った上で実施すること。

なお、土壤汚染対策については、計画から対策まで土壤汚染対策法、土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版 令和4年8月）、汚染土壤の運搬に関するガイドライン（改訂第4.1版 令和3年5月）等に準拠して実施するとともに、神奈川県との協議を必要に応じて実施すること。

(1) 基本的事項

本施設整備は、土壤汚染対策法第12条に規定する形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を神奈川県に提出し、正式受理後に着手すること。

(2) 対象となる特定有害物質

整備計画地において汚染の可能性のある特定有害物質は、次のとおりである。

- ア カドミウム及びその化合物
- イ 六価クロム化合物
- ウ 水銀及びその化合物
- エ セレン及びその化合物
- オ 鉛及びその化合物

(3) 土壤汚染の範囲

<調査未実施のため不明>

(4) 土壤汚染の状況

<調査未実施のため不明>

(5) 対策条件

<調査結果を踏まえ、土壤汚染対策工事については別途協議>